

定住促進住宅整備実施設計業務

機 械

図面目録					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-00	図面目録	NO SCALE	M-16	1階消火設備平面図	1/100
M-01	特記仕様書（その1）	NO SCALE	M-17	2階消火設備平面図	1/100
M-02	特記仕様書（その2）	NO SCALE	M-18	1階空調設備平面図	1/100
M-03	特記仕様書（その3）	NO SCALE	M-19	2階空調設備平面図	1/100
M-04	特記仕様書（その4）	NO SCALE	M-20	浄化槽構造図	1/100
M-05	配置図・案内図	1/200	M-21	浄化槽配筋図	1/100
M-06	衛生器具・機器表	NO SCALE	M-22	浄化槽配管配線図	-
M-07	空調・換気機器表	NO SCALE	M-23	浄化槽制御盤図	-
M-08	給水・ガス設備系統図	NO SCALE	M-24	建築参考断面図	1/100
M-09	排水設備系統図	NO SCALE	M-25	建令129条2関連資料	-
M-10	屋外配管敷設平面図	1/200	M-26	磁気探査平面図	1/200
M-11	1階衛生設備平面図	1/100			
M-12	2階衛生設備平面図	1/100			
M-13	衛生設備屋根伏図	1/100			
M-14	住戸衛生設備平面詳細図	1/50			
M-15	PS配管設備平面詳細図	1/20			

令和6年度
久米島町役場 企画財政課

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	図面目録	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	NO SCALE	
適 要				図面番号	M-00	
検 印	課長	班長	担当者	合議	名 称	株式会社 宮平設計
					資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
					登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
					所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

1 工事概要

- (1) 工事名：定住促進住宅整備実施設計業務(機械)
(2) 工事場所：久米島町字儀間1041番地

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分 消防法施行令別表第一
共同住宅	RC造 地上2階	378.59 m ²	5項 口
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目(○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
			屋外
空気調和設備	○		
換気設備	○		
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備	○		
給水設備	○		○
排水設備	○		○
給湯設備	○		
消火設備	○		
ガス設備	○		○
厨房機器設備			
浄化槽設備			○
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年4月日時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年4月日の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工事に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスponsとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するよう努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊により指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし棒の装着又は荷物積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アから力のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図とのおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	特記仕様書(その1)
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	S=NO SCALE
概要		図面番号	M-01
検印	管理建築士 設計 製図	名称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 德村泉
		登録番号	1級建築士事務所登録第144-33号 1級建築登録(大臣)第350160号
		所在地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号

項目	特記事項	○ 8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	<p>本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p> <p>(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 現場施工に着手するまでの期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。</p> <p>イ 検査終了後の期間</p> <p>工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について</p> <p>ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。</p> <p>イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。</p>	○ 11 主任技術者等の資格	<p>(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。</p> <p>※ 資格の区分1</p> <p>次のイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者</p> <p>ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者</p> <p>・ 資格の区分2</p> <p>次のイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者</p> <p>ロ 資格の区分1のロに掲げる者</p> <p>・ 資格の区分3</p> <p>次のイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者</p> <p>ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者</p> <p>(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。</p>	○ 12 監理技術者の兼務(特例監理技術者の配置)	<p>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。 	○ 13 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。	○ 14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。	○ 15 交通安全管 理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号)	○ 16 施工中の環 境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。
一般共通事項	※																
○ 1 工事実績情報 報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。																
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和3年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和元年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和4年版)(一般社団法人公共建築協会) ※																
○ 3 別契約の関 連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表ー1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。																
○ 4 工事の一時 中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。																
5 工事の余裕 期間	(1) 本工事は余裕期間として【　日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。 (2) CORINS登録については、実工期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。 (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。 (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。 (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。																
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。																
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。																

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和 6 年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	特記仕様書(その2)
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	S=NO SCALE
概要		図面番号	M- 02
検印	管理建築士 設計 製図	名称	株式会社 宮平設計
		設計者 資格者氏名	一級建築士 徳村泉
		登録番号	1級建築士事務所登録第144-33号
		所在地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号

○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <p>※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 ※</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	○ 24 完成時の提出図書(1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書</p> <p>(5) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	○ 1 総合試運転調整等(1.3.3)	<p>共通工事</p> <p>○ 1 総合試運転調整等(1.3.3)</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ○ 騒音、振動の調整 ○ 飲料水の水質の測定 ・ 雜用水の水質の測定 ・ 運転状態(総合試運転調整結果)の記録 <p>※</p>																																														
○ 19 ゆいくる材について	<p>(1) ゆいくる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいくる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	25 情報共有システムの使用	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】: ブロードバンド回線 【パソコンOS】: Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】: Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>	○ 2 配管材料(2.1.2)	<p>管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設管の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設管は、(・コンクリート製・鉄製)とする。 																																														
○ 20 機材の品質等(1.4.2)	<p>※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限界しない。)</p> <p>※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p>	26 標識その他(1.7.4)	<p>主機械室に機器等の取り扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p>	○ 3 埋設配管(2.7.1)	<p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>																																														
21 技能士(1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) 	○ 27 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	○ 4 保温工事(3.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で(※設置しない・・設置する(・構内・構外・既存建物内一部使用))。監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																										
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																
22 化学物質の濃度測定(1.5.8)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考									○ 28 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	○ 5 設計温湿度条件	<p>足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>残土処分は(※構外適切処分・構内敷ならし)とする。</p> <p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																		
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																
23 技術検査(1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>)</p>	○ 29 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>	○ 6 その他	<p>空気調和設備工事</p> <p>1 空気調和機</p> <p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>2 制気口</p> <p>図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。</p> <p>3 ダクト(1.14.3)</p> <p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、・アングルフレンジ・コーナーボルト(・共板フランジ・スライドオンフランジ)工法とする。</p> <p>4 ダクト付属品</p> <p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト <p>5 設計温湿度条件</p> <p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外気</th> <th>室内()</th> </tr> <tr> <th>温度(℃)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 33.0</td> <td>70.6</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他</p> <p>※</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>定住促進住宅整備実施設計業務(機械)</th> <th>工事年度</th> <th>令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>久米島町字儀間1041番地</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(その3)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>久米島町役場 企画財政課</td> <td>縮尺</td> <td>S=NO SCALE</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>M- 03</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検印</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td>設計者</td> <td>資格者氏名</td> <td>名称</td> <td>株式会社 宮平設計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士 德村泉</td> <td>1級建築士事務所登録第144-33号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>所在地</td> <td>1級建築登録(大臣)第350160号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号</td> </tr> </tbody> </table>	外気	室内()	温度(℃)	湿度(%)	夏季 33.0	70.6	冬季	26.0		50.0	工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和 6 年度	工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	特記仕様書(その3)	発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	S=NO SCALE	概要		図面番号	M- 03	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	資格者氏名	名称	株式会社 宮平設計		登録番号	一級建築士 德村泉	1級建築士事務所登録第144-33号		所在地	所在地	1級建築登録(大臣)第350160号				沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号
外気	室内()																																																		
温度(℃)	湿度(%)																																																		
夏季 33.0	70.6																																																		
冬季	26.0																																																		
	50.0																																																		
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和 6 年度																																																
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	特記仕様書(その3)																																																
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	S=NO SCALE																																																
概要		図面番号	M- 03																																																
検印	管理建築士	設計	製図																																																
	設計者	資格者氏名	名称	株式会社 宮平設計																																															
	登録番号	一級建築士 德村泉	1級建築士事務所登録第144-33号																																																
	所在地	所在地	1級建築登録(大臣)第350160号																																																
			沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号																																																

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	本工事			別途工事		
	機械	電気	建築	機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※			
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※			
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	○			
	架台、アンカーボルト	※	・			
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	・			
	補強鉄筋	・	※			
	スリーブの穴埋め	※	・			
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・			
	補強鉄筋	・	※			
	型枠の穴埋め	※	・			
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・			
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※			
	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※		
インサート 外気取付ガラリ 換気扇の取付け	インサート	※	・			
	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※			
	換気扇の取付け	※	・			
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・			
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※			
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	※			
	上記の配線	※	・			
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※			
	上記の配線	※	・			
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・			
	上記の配管、配線	・	※			
	電気配管	・	・			
	電気配線	・	・			
自動制御	電源供給	・	※			
	コンクリート躯体	・	・			
	基礎コンクリート	※	・			
浄化槽	基礎杭	・	・			
	根切り、埋戻し	※	・			
	残土処理	※	・			
	防護柵	・	・			
	土止め工事	・	・			
	保護砂	・	・			
	湧水処理	・	・			
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・			
	操作盤までの1次側電気工事	・	※			
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・			
樋	ルーフドレイン及び立て樋	・	※			
	立て樋接続用埋設横引管	・	※			
流し類	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	※			
	上記の配管接続	※	・			
化粧鏡 カウンター	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・			
	はめ込洗面器のカウンター	※	・			
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・			
	その他手すり	・	・	※		

※配線は接続を含むものとする。

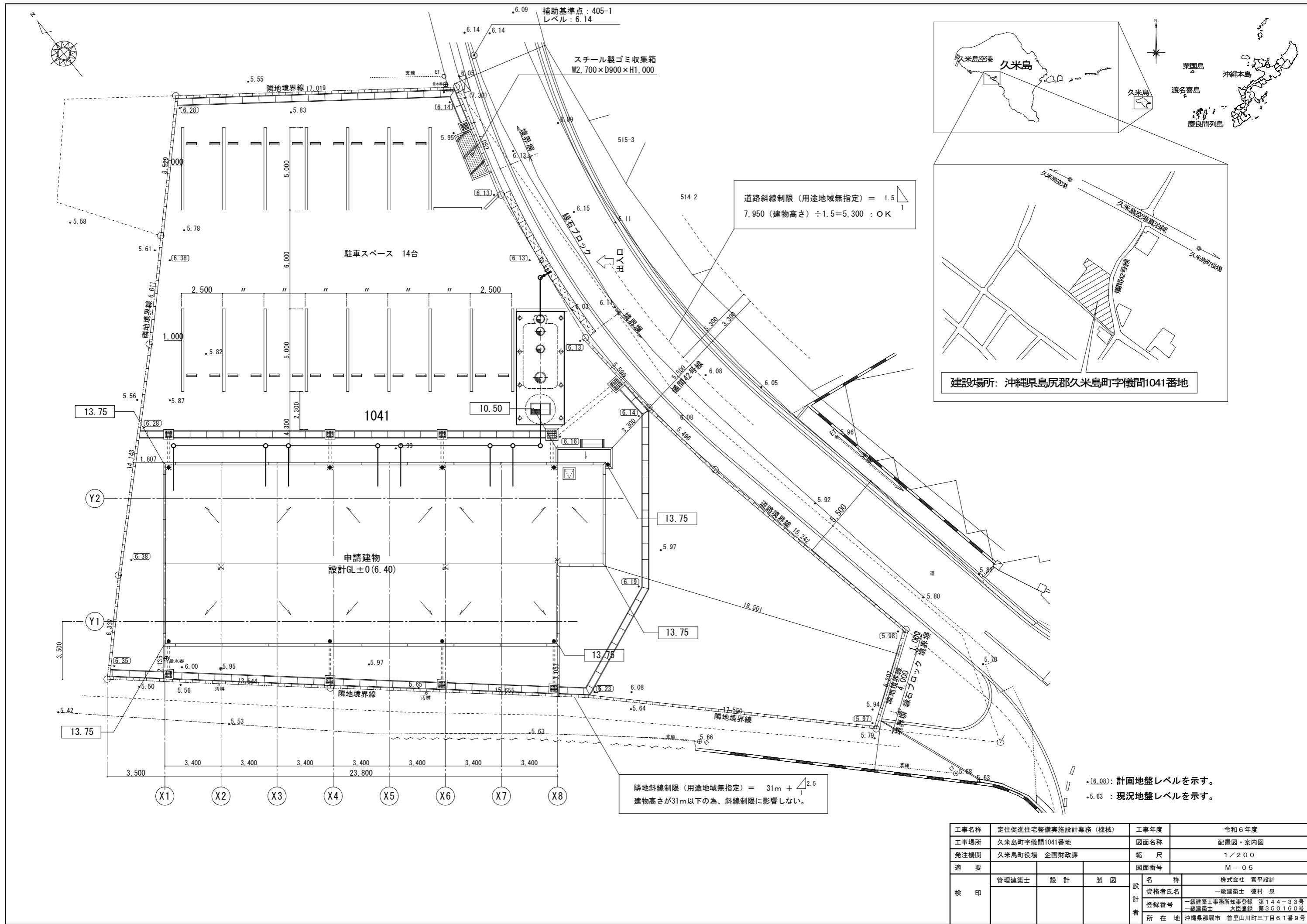
別表-2(管材)

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	断熱材被覆銅管(JIS H 3300)
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	断熱材被覆銅管(JIS H 3300)
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6742)
	機械室・便所配管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6742)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	水道用硬質塩化ビニルライング鋼管(JWWA K 116)
	地中配管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(JIS K 6742)
給湯管	屋内一般配管	架橋ポリエチレン管
	機械室・便所配管	架橋ポリエチレン管
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	一般配管用ステンレス鋼管(保温付)(SUS304)(JIS G 3434)
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
通気管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管VP(JIS K 6741)
ガス管	屋内一般配管	配管用炭素鋼管SGP-白(JIS G 3452)
	機械室・便所配管	配管用炭素鋼管SGP-白(JIS G 3452)
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	ポリエチレン被覆鋼管(JIS G 3469)
	地中配管	ポリエチレン被覆鋼管(JIS G 3469)

特記事項

※ 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和 6 年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	特記仕様書(その4)
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	S=NO SCALE
概要		図面番号	M- 04
	管理建築士 設計者 検印	名称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 徳村泉
		登録番号	1級建築士事務所登録第144-33号 1級建築登録(大臣)第350160号
		所在地	沖縄県那覇市首里山川町三丁目61番9号



衛生機器表

記号	名称	仕様	電源			数量	設置場所	備考
			φ	V	kW			
PU-1	給水加圧ポンプユニット	形式：(2槽式)ステンレス製、推定末端圧力一定 形式：32A×40A、給水量：86L/min x20m 付属品：並列交互運転方式(屋外設置型)、インバーター制御 防振架台、制御盤、屋外カバー(SUS)その他付属品一式	1Φ	200	0.4x2	1	屋上	コンクリート基礎 (建築工事)
TW-1	受水槽	形式：ステンレス製バネルタンク(2槽式)、SUS444 気層部SUS329J4L耐震1.5G 容量：4.0m ³ (有効2.8m ³) 寸法：2,000x1,000x2,000H(1.5G) 付属：鋼製架台(溶融亜鉛メッキ製)、内梯子(SUS) 電極座、電極棒(5P・3P)×2、電磁弁 蓋(600Φ(鍵付))、各種接続口、その他付属品一式		1			屋上	コンクリート基礎 (建築工事)
GH-1	ガス給湯器	形式：PS標準設置形(耐重塩害使用) 能力：16号、消費電力35W、燃料消費量33.4kW(参考値)		14		PS		塩害仕様 (JRA9002(H)同等)

注記
 1. 給湯器の消費電力量、燃料消費量は参考値とする
 2. 給湯器の転倒防止の措置は国土交通省告示第1447号「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改訂する件」に対応。
 3. 給湯器はJIS S 2109の定格条件及び試験方法による。

衛生器具表

器具名称	JIS 国土交通省記号	仕様 (TOTO)	仕様 (LIXIL)	室名		合計	備考
				住戸	屋外		
洋風大便器	C1200R	CS670B, SH670BA, TC300	BC110STU, DT-5800BL, CF-47AT	1	4		ロータンク式、付属品一式
紙巻器		YH117	CF-32H				
洗濯機パン	800タイプ	PWP800CB2W PJ2008NW	PF-8064AC TP-51	1	4		樹脂製横引きトラップ付 BL認定品
洗濯機用水栓		TW-11R	LF-WJ50KQA	1	4		緊急止水弁付 付属品一式
散水栓(キー付き)	13-F12	T28AKUNH13	LF-15G-13-CV		1	1	付属品一式
				1	1		

※大便器はSトラップとする。

器具表

名 称	品 番	仕 様	数 量	設 置 場 所	備 考
粉末消火器	ABC-4型	蓄圧式、表示板、取り付け金具	14	各住戸	

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	衛生器具・機器表
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	NOSCALE
適 要		図面番号	M-06
検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
		登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
		所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

空調機器表

記号	名称	仕様	電源			数量	設置場所	備考
			相 [Φ]	電圧 [V]	消費電力 [kW]			
A C P - 1	ルームエアコン	型式：壁掛形 冷房能力：2.5kW 暖房能力：2.8kW 付属品：ワイヤレスリモコン、その他	1Φ	100V	(冷) 0.5 (暖) 0.525	14	洋室×14室	

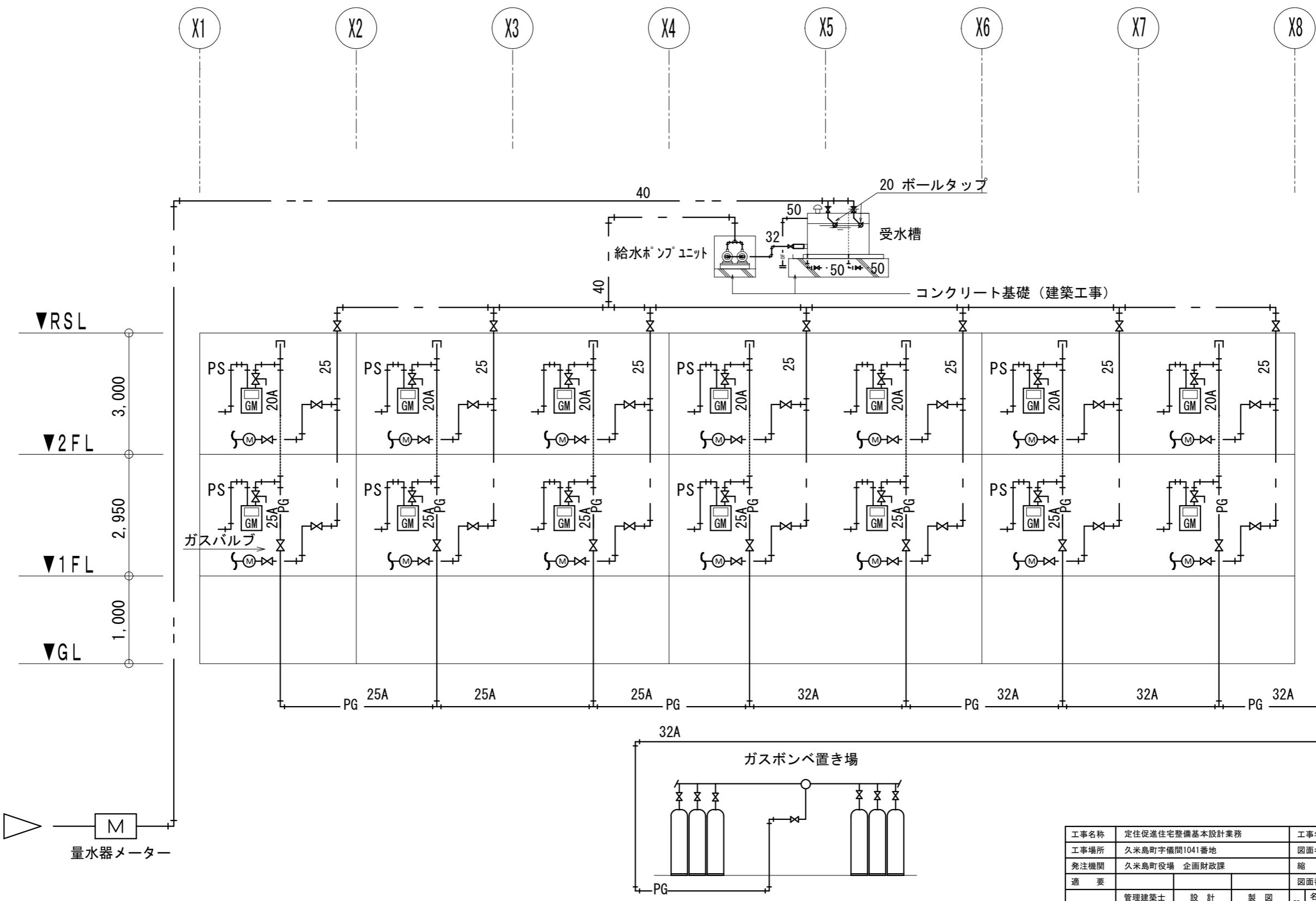
- 空調機はグリーン購入法適応商品とし、冷媒は新冷媒とする。
- 冷房能力はJIS条件時・定格冷房能力とする。
- 室外機ケーシング内外両面及び室外機フィンは耐食表面処理を施し、保障期間は5年間とする（フィンは除く）。
- 冷媒管の外部露出部分はステンレスラッキング仕上げとする
- 電気容量は参考値とする。
- 室外機はヤモリ対策を施す。
- ルームエアコンの能力及び消費電力は、JIS C 9612に規定された定格条件による。

換気機器表

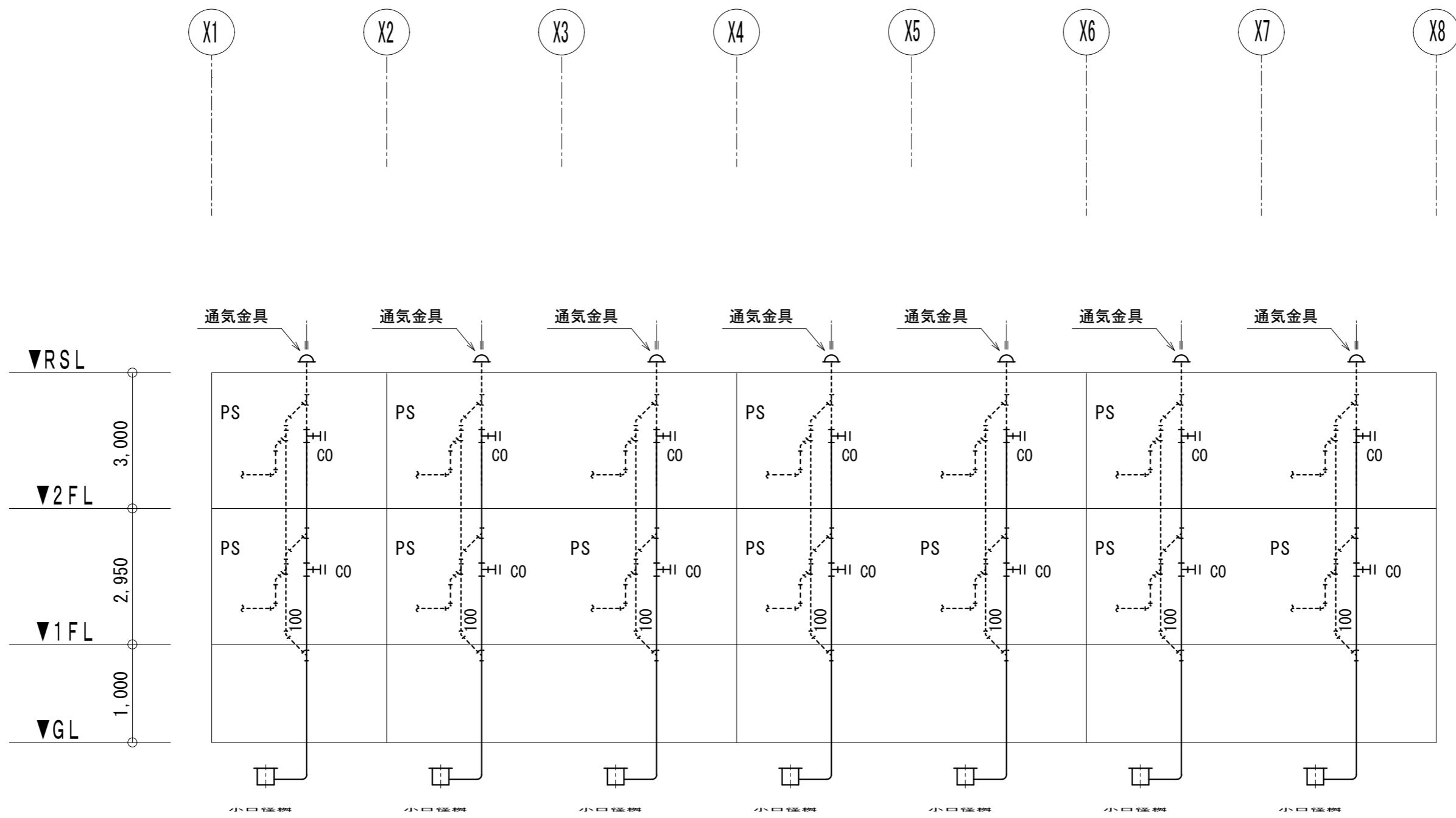
記号	名称	仕様	電源			数量	設置場所	備考
			相 [Φ]	電圧 [V]	消費電力 [W]			
F E - 1	天井埋込換気扇	型式：低騒音型 24時間換気機能付 風量：50m ³ /H 静圧：20Pa 付属品：ステンレス製パイプフード100Φ（深形、防虫網）	1Φ	100V	15.5	14	ユニットシャワー（付属品）	別途工事 ダクト、フード は本工事
F E - 2	天井埋込換気扇	型式：低騒音型 風量：70m ³ /H 静圧：20Pa 付属品：ステンレス製パイプフード100Φ（深形、防虫網）	1Φ	100V	15.5	14	トイレ	24時間換気 (トイレ)
F E - 3	レンジフード	型式：薄型 風量：240m ³ /H 静圧：40Pa 付属品：ステンレス製パイプフード150Φ（深形、防虫網、FD）	1Φ	100V	23.5	14	キッチン（付属品）	別途工事 ダクト、フード 、RW保温 は本工事
O A - 1	給気口 150Φ	室内：壁取付 給排気グリル150Φ（風量調整機能・フィルター付） 室外：ステンレス製パイプフード150Φ（深形、防虫網付）				14	洋室	

- 製造者及び型式品番等は参考とし、同等品以上とする事。電気容量は参考値とする。
- パイプフード、ペントキャップ及びスウェザーフードは重塙害地区用とする。
- パイプフードFD付取付箇所は、図示による。
- 24時間換気用の換気扇スイッチにはその旨のシールを貼ること。
- 公共建築工事標準仕様とする事。
- フード・ペントキャップは雨水侵入防止の為、風雨に晒される外壁部分は避ける（底面に取付等）、またはダクトに立上りを設ける等の対策を施すこと。
- 換気機器においては、結露対策について十分検討のこと。
- キッチンのダクトは断熱材RW50mmで被覆し、かつ、意匠上屋内露出しないよう建築と調整して施工すること。
- 電気容量は参考値とする。

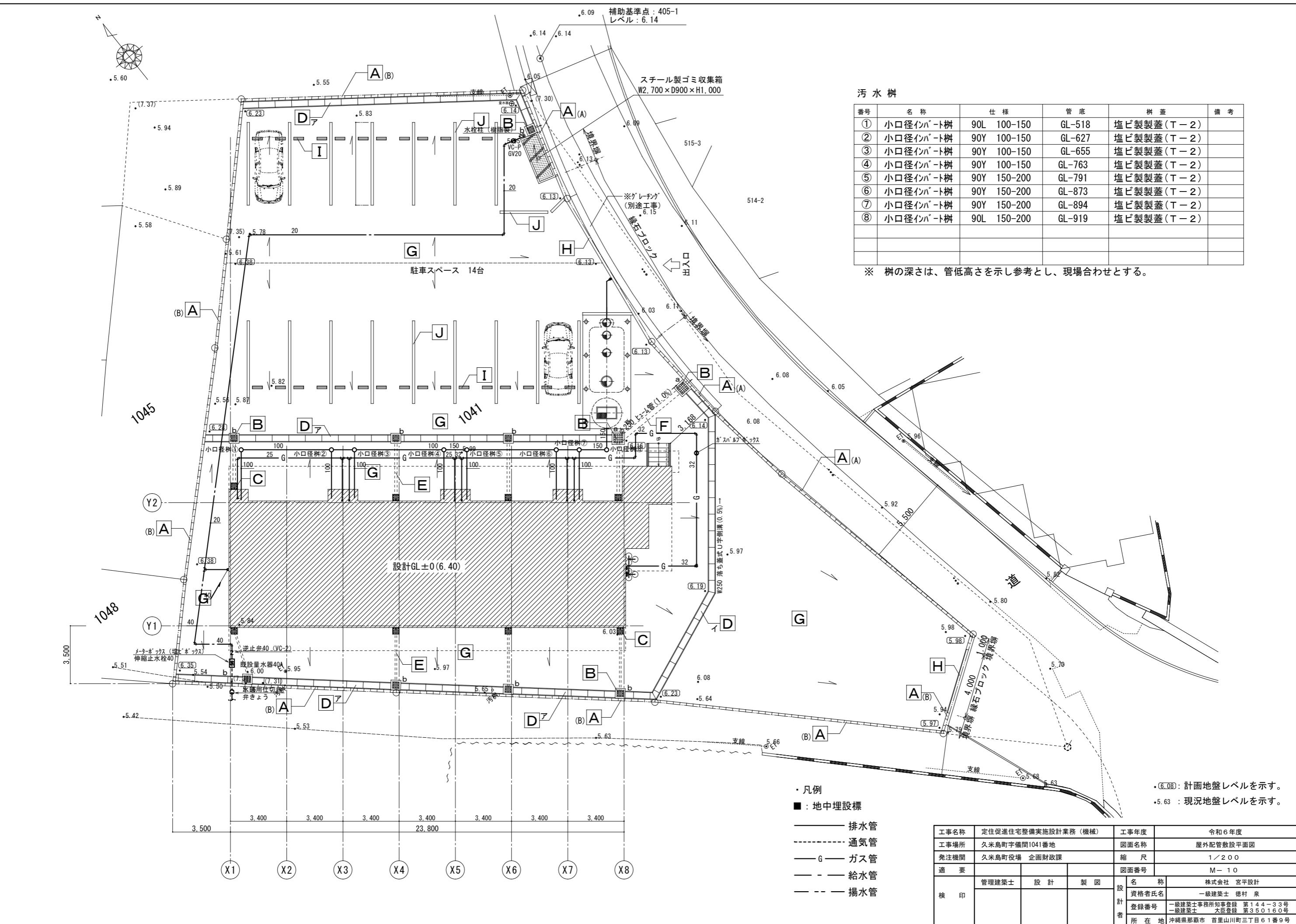
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	空調・換気機器表
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮 尺	NOSCALE
適 要		図面番号	M-07
検 印	管理建築士 設 計 製 図 名 称 株式会社 宮平設計 資格者氏名 一級建築士 徳村 泉 登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号	設 計 者	

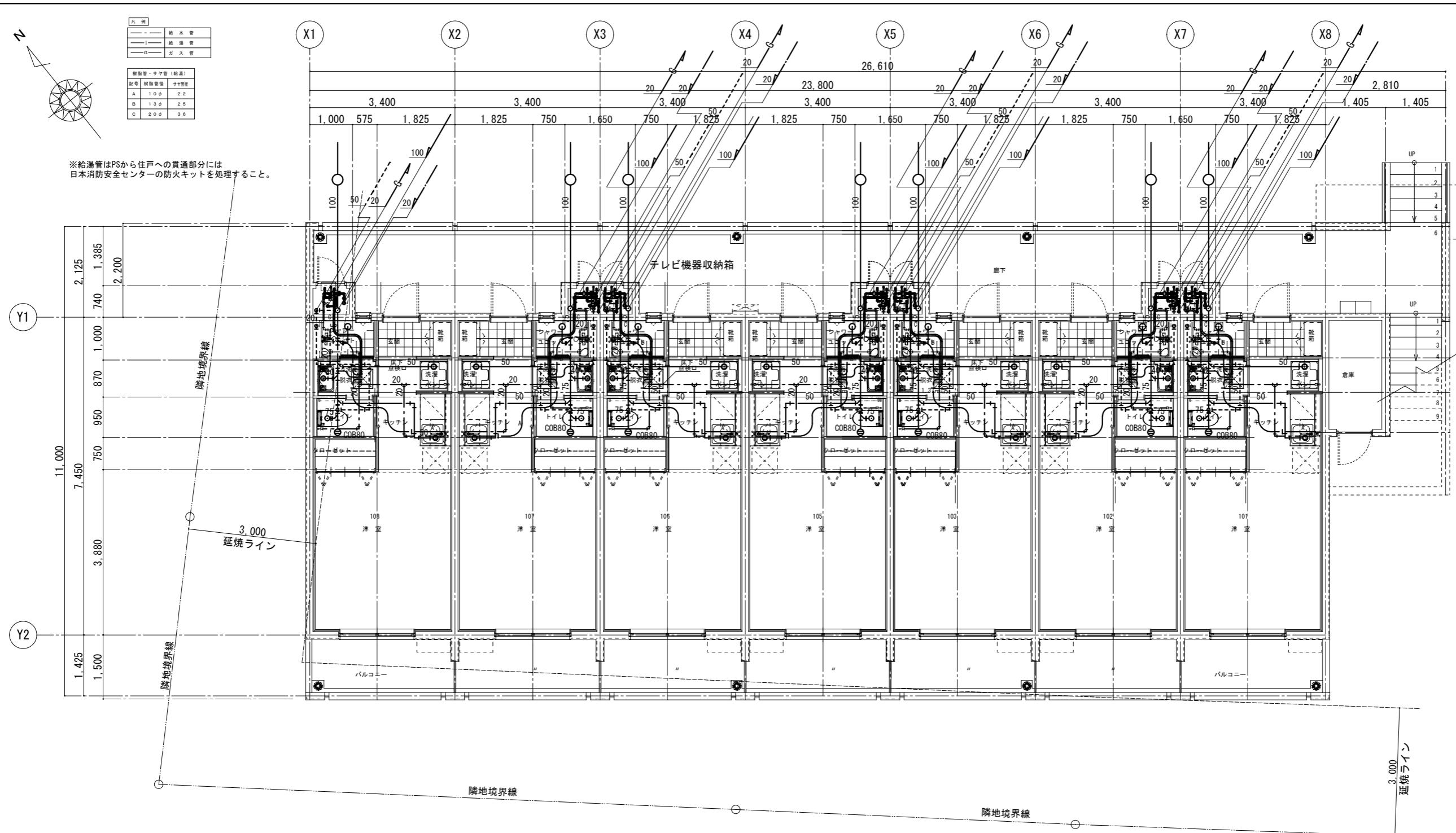


工事名称	定住促進住宅整備基本設計業務		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字櫻間1041番地		図面名称	給水・ガス設備系統図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮尺	NOSCALE
適要			図面番号	M-08
検印	管理建築士	設計	製図	名 称 資格者氏名 登録番号 所在地
				一級建築士 德村 泉 一級建築士登録 第144-33号 大臣登録 第350160号 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

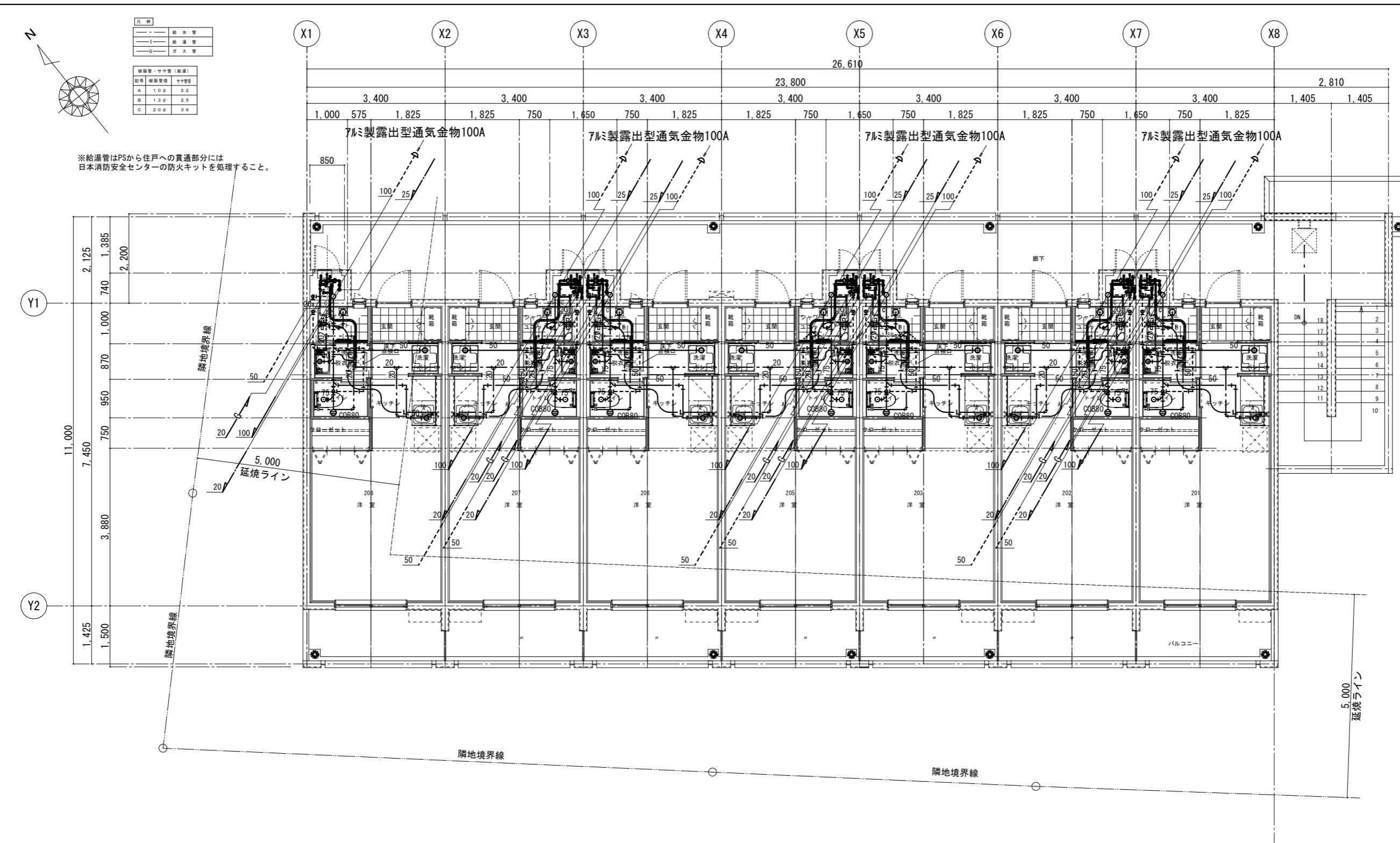


工事名称	定住促進住宅整備基本設計業務（機械）		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	排水設備系統図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	NOSCALE
適 要			図面番号	M- 09
検 印	管理建築士	設計	製 図	株式会社 宮平設計
	資格者氏名			一級建築士 徳村 泉
	登録番号			一級建築士事務所登録 第144-33号
				一級建築士 大臣登録 第350160号
	所 在 地			沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

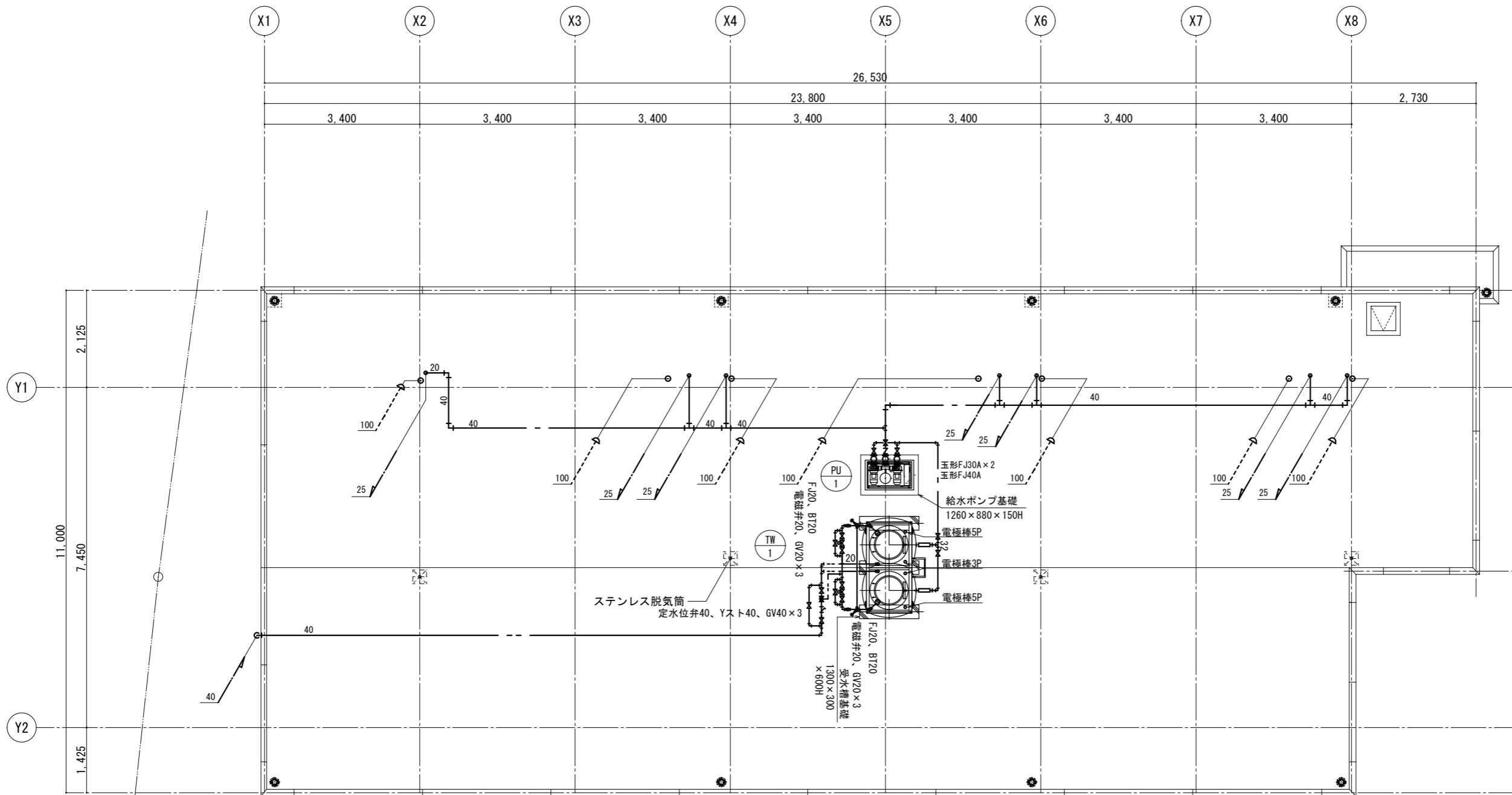




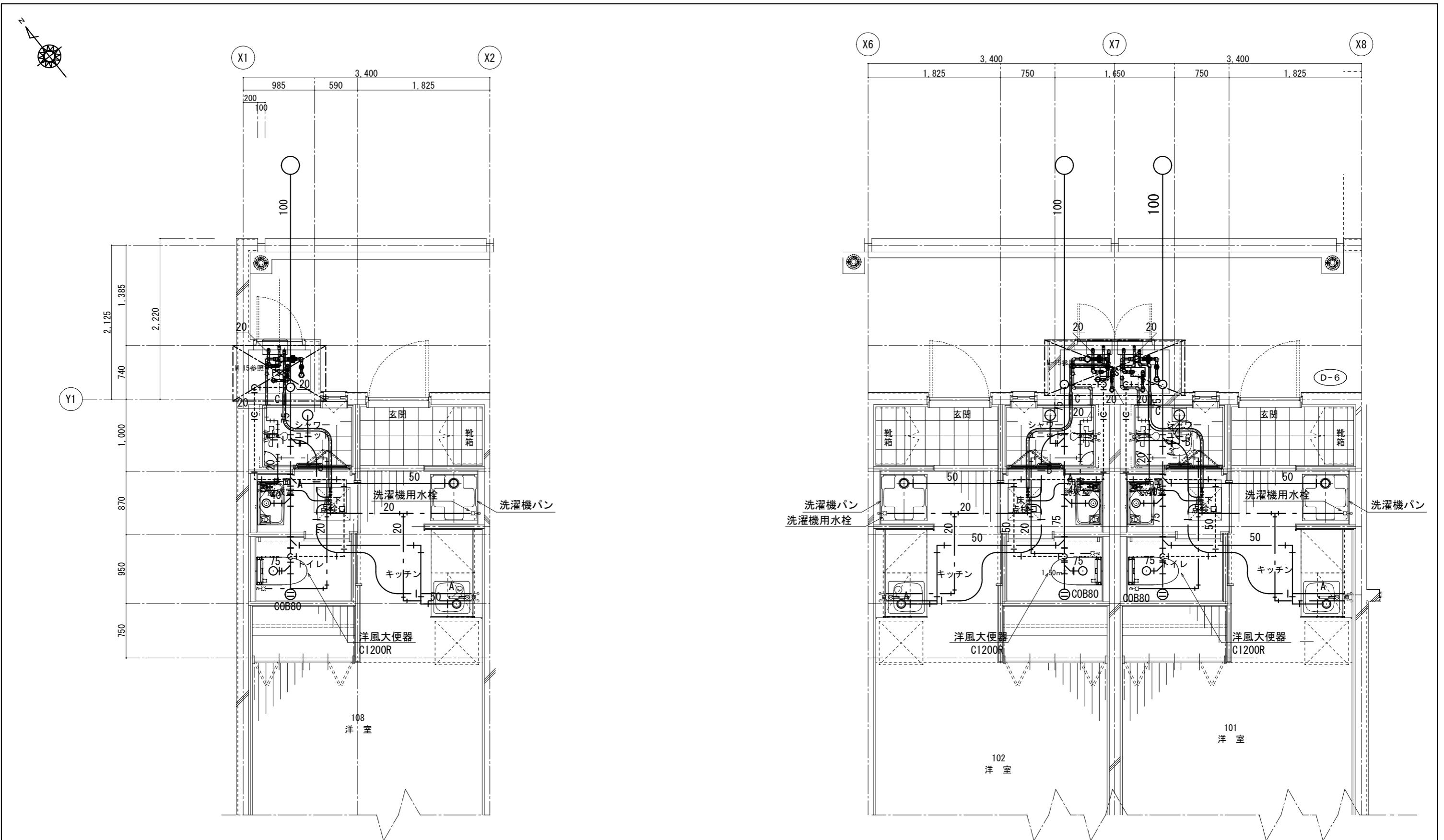
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	1階衛生設備平面図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1/100	
適 要			図面番号	M-11	
検 印	管理建築士	設計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	一級建築士 德村 泉
				登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号



工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地		面図名称	2階衛生設備平面図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1／100	
適 要			面図番号	M-12	
検印	管理建築士	設計	製図	名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	一級建築士 徳村 真
				登録番号	一級建築士事務所登録第144-3-3号 大臣登録第350160号
				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目6-1番9号

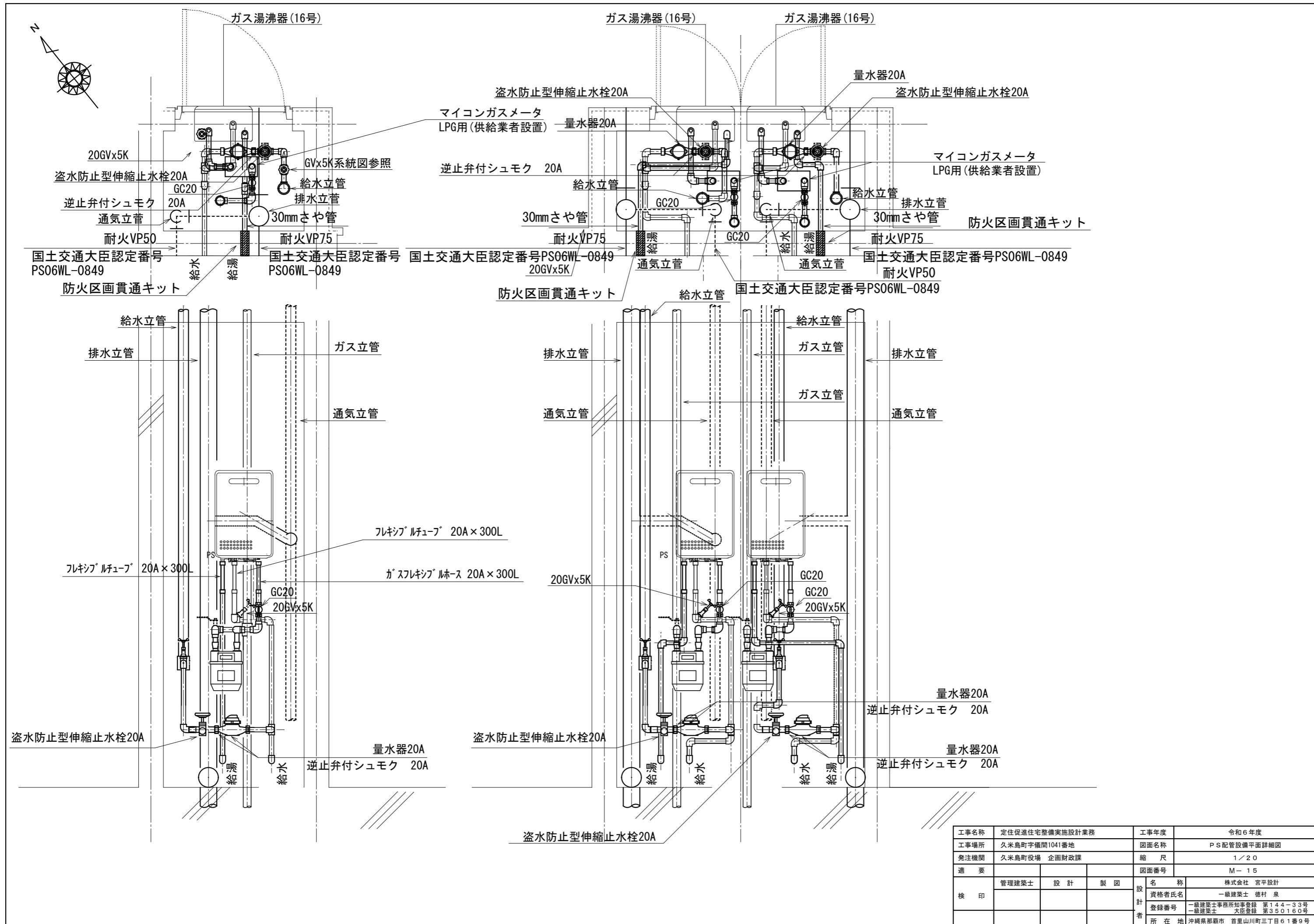


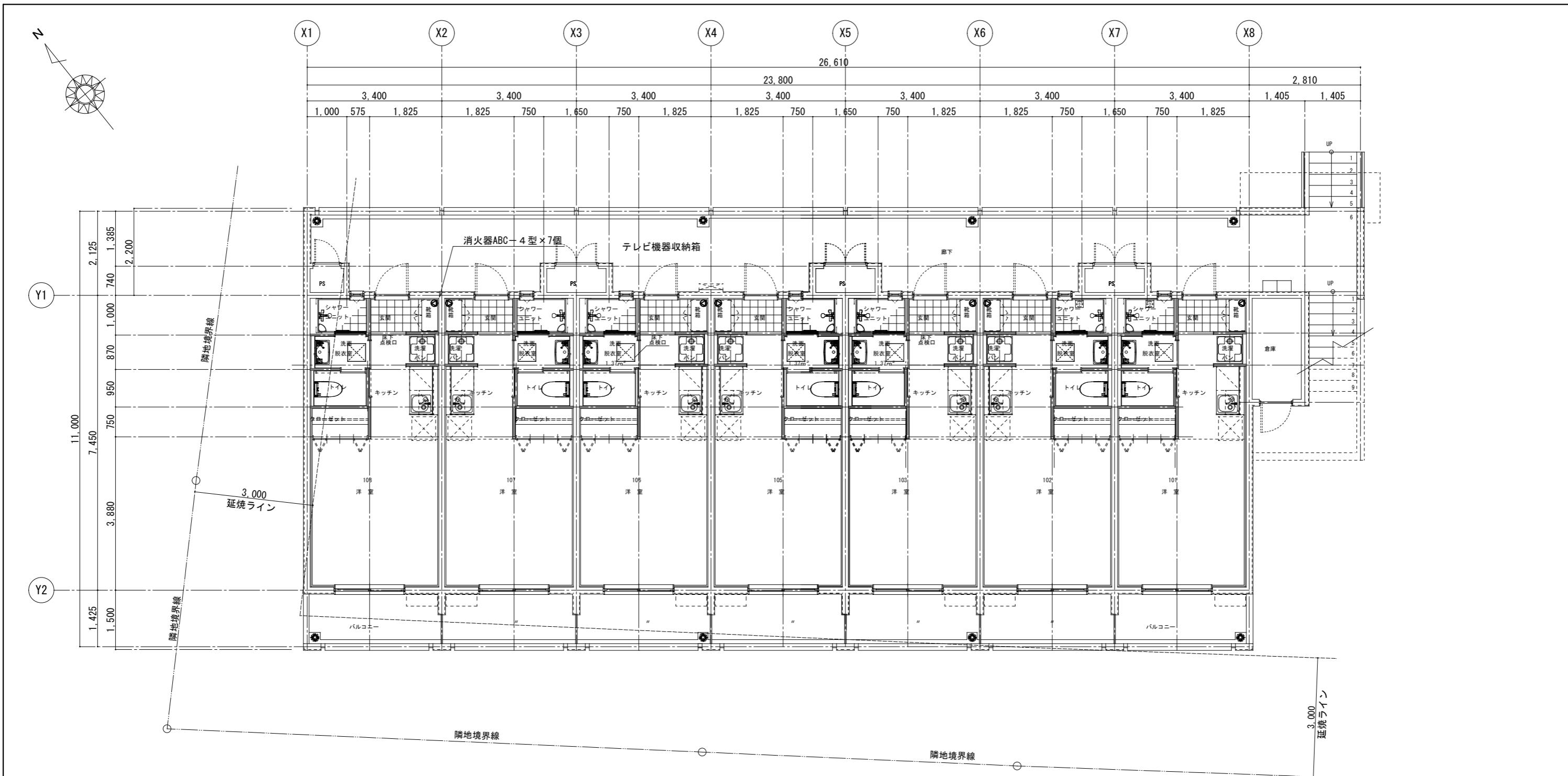
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	衛生設備屋根伏図
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	1/100
適要		図面番号	M-13
検印	管理建築士 設計 製図	名稱	株式会社 宮平設計
		資格者氏名	一級建築士 德村 泉
		登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
		所在地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号



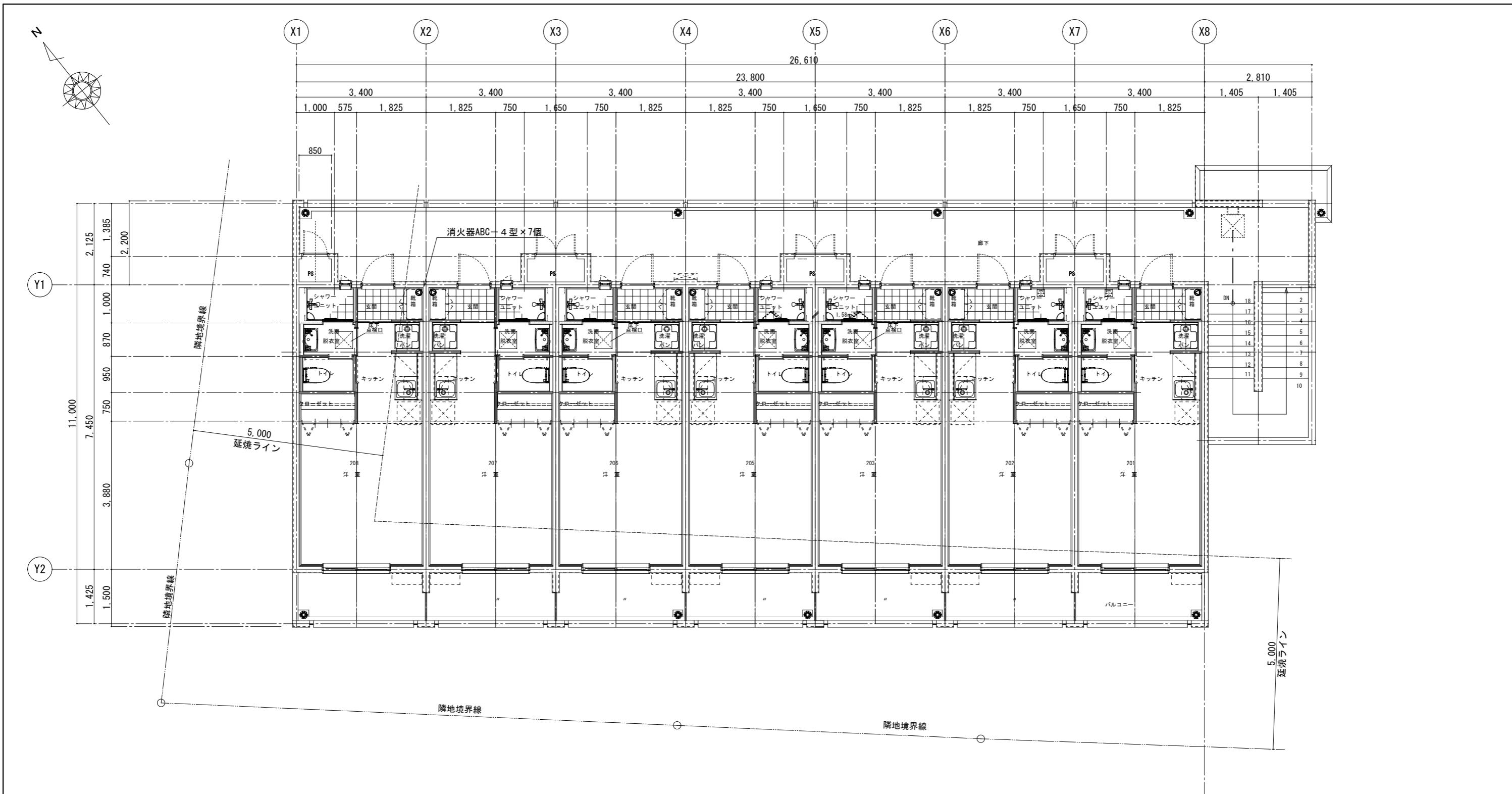
1階段平面詳細図 (1) S=1/50

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務			工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	住戸衛生設備平面詳細図
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮尺	1/50
適要				図面番号	M-14
検印	管理建築士	設計	製図	名稱	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	一級建築士 徳村 泉
				登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号
					一級建築士 大臣登録 第350160号
				所在地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

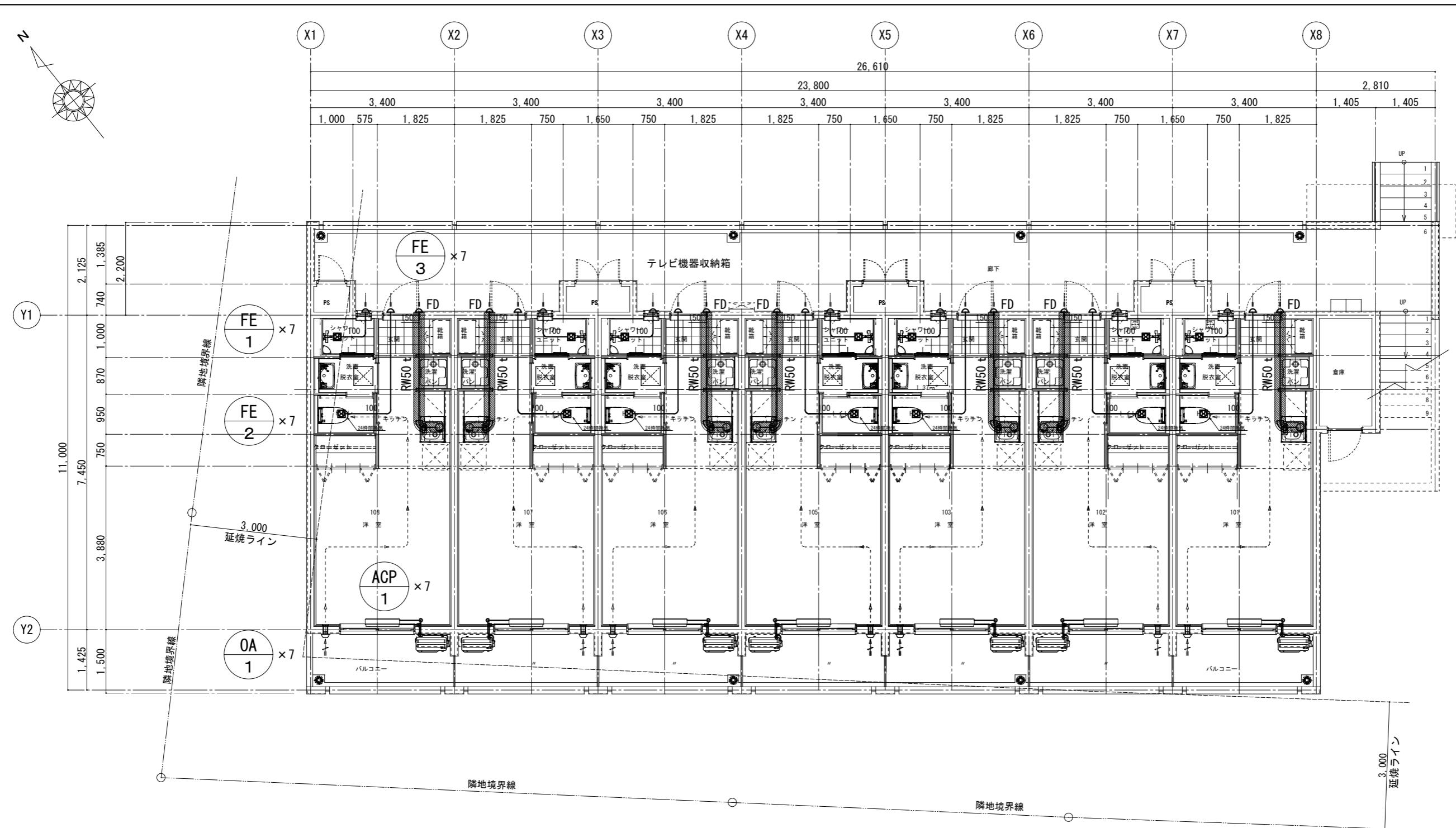




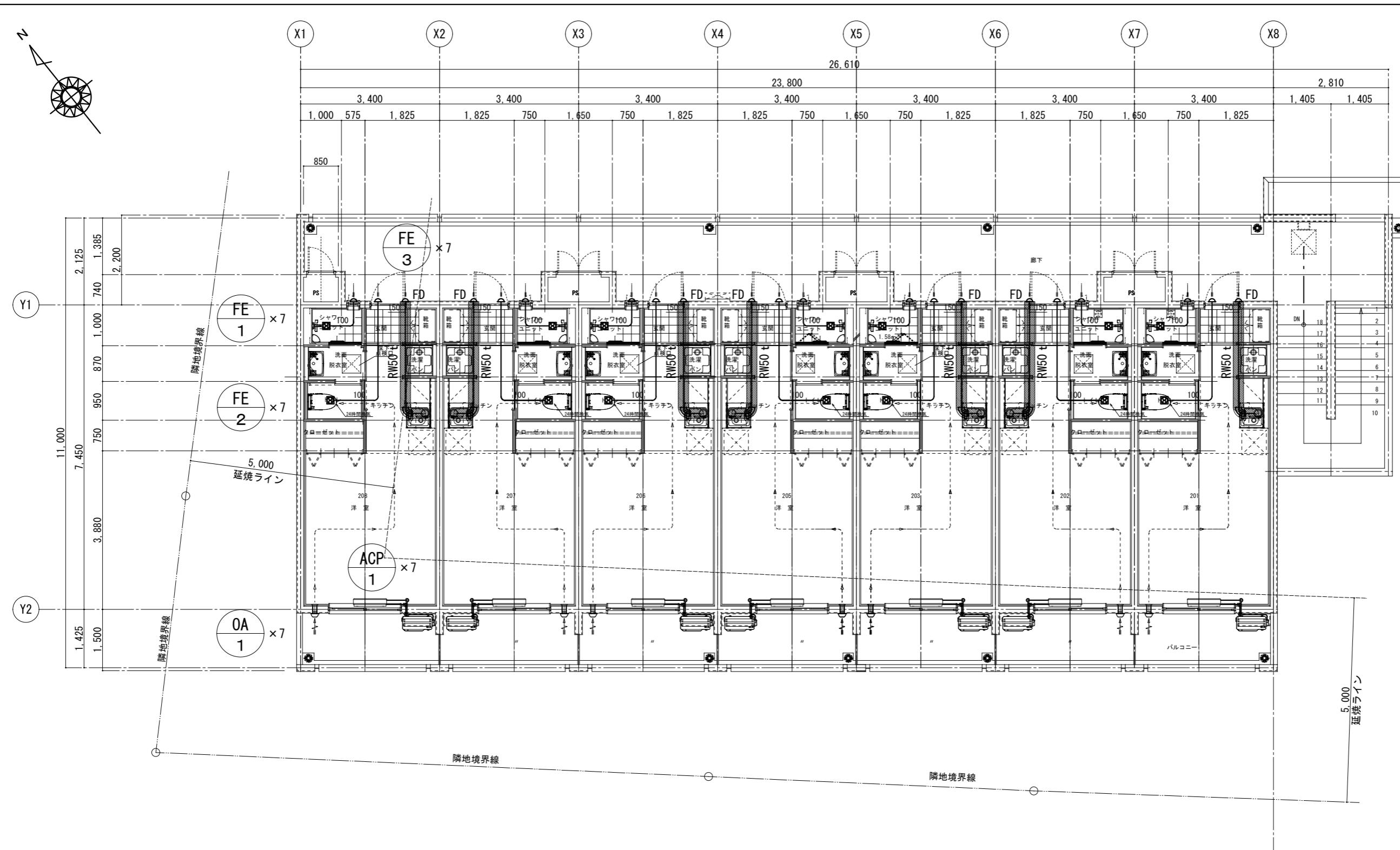
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	1階消火設備平面図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1/100
適 要			図面番号	M-16
検 印	管理建築士	設計	製 図	名 称 株式会社 宮平設計
				資格者氏名 一級建築士 徳村 泉
				登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号
				一級建築士 大臣登録 第350160号
				所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

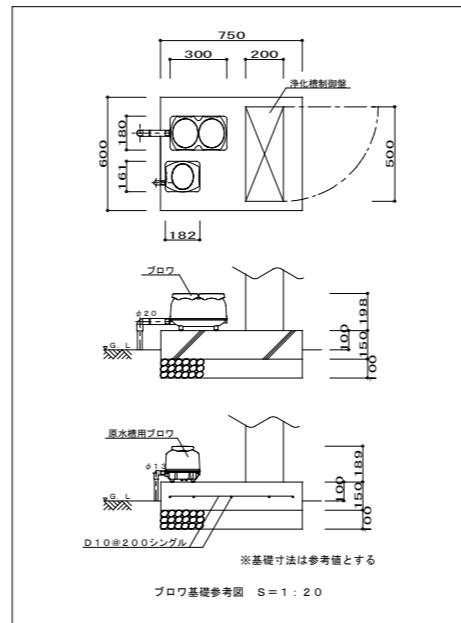
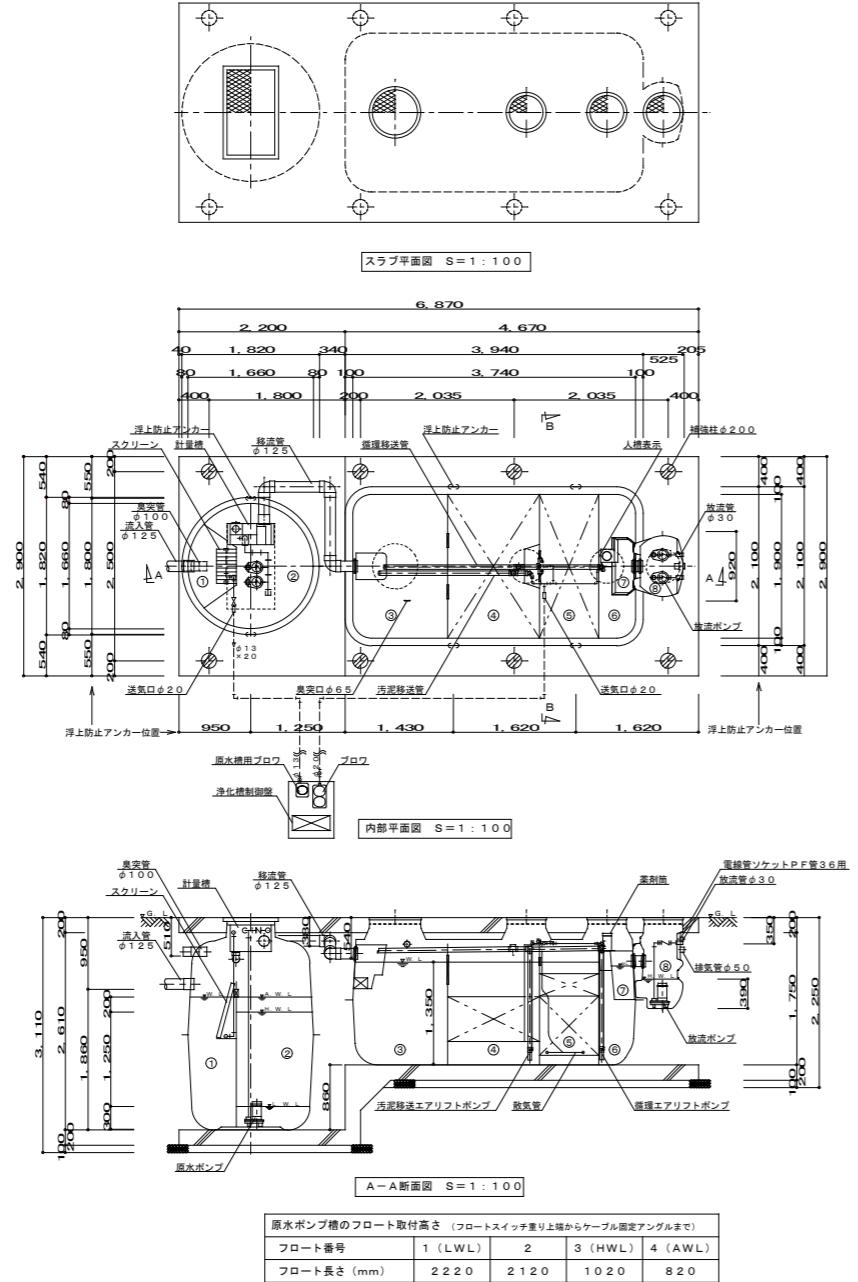


工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）	工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地	図面名称	2階消火設備平面図
発注機関	久米島町役場 企画財政課	縮尺	1/100
適要		図面番号	M-17
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	株式会社 宮平設計	
	資格者氏名	一級建築士 德村 泉	
	登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号	
		一級建築士 大臣登録 第350160号	
	所在地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号	



工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	1階空調設備平面図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1/100	
適 要			図面番号	M-18	
検 印	管理建築士	設計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計
				資格者氏名	一級建築士 德村 泉
				登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号
				所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

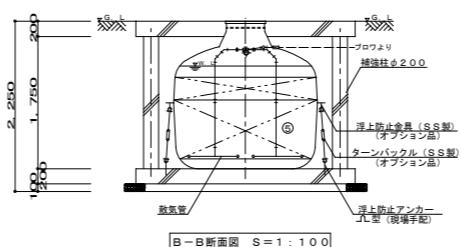




原水ポンプ槽 [GP15]		※吊上自重重量: 4000kg			
① ぱつ型スクリーン		有効容量		0.554	m ³
② 原水ポンプ槽		有効容量		1.812	m ³
原水槽用 プロワ	吐出量	口径	消費電力	運転方式	台数
	30L/min	ø13	20W	連続運転	1
原水ポンプ	吐出量	口径	出力	運転方式	台数
	120L/min	ø50	250W	自動運転	2
槽本体	FRP				
バイブ類	PVC				
マンホール	FRP (1500K)				

仕様表								
設計番号								
処理方式	接触ろ床方式							
型式名称	フジクリーン CV-30 型							
処理対象人員	30人							
汚水量	6.00m ³ /d							
流入水質	BOD 200mg/L	COD 1000mg/L	T-N 45mg/L	SS 160mg/L	mg/L			
放流水質	BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L	SS 15mg/L	mg/L			
③	沈殿分離槽	有効容積	2,850	m ³				
④	嫌気ろ床槽	有効容積	2,850	m ³				
⑤	接触ろ床槽	有効容積	1,815	m ³				
⑥	処理水槽	有効容積	0,976	m ³				
⑦	消毒槽	有効容積	0,073	m ³				
⑧	放流ポンプ槽 (総容積に含まない)	有効容積	0,105	m ³				
	総容積	有効容積	8,564	m ³				
機器装置仕様								
プロワ	吐出量	口径	消費電力	運転方式	台数			
	200L/min	ø20	130~150W	連続運転	1			
放流ポンプ	吐出量	口径	出力	運転方式	台数			
	100L/min	ø30	150W	自動交互運転	2			
槽本体	FRP							
パイプ類	PVC、PPまたはP E							
ろ材	PPまたはP E							
マンホール	FRP (1500K)							
消毒剤	界面活性剤							
露霧装置	露霧装置 (プロワ通り)							
配管仕様	地中配管							
	ø40以下~VP・ø50以上~VU							

注) 製品全高は、製品規格で+10mm、-20mmの公差があります。



放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管	P.E.D.3.6

注 1) 放波シント槽の排水管は必ず接続のこと。接続工事は浄化槽工事範囲外とする。

注 2) 排水管の放出部は、側溝の最大水位より 1.0 m 以上 (目安) 上部に設置のこと。

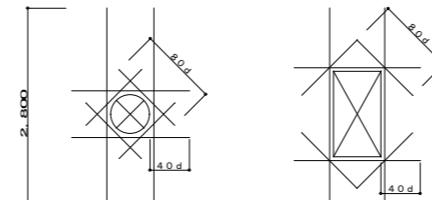
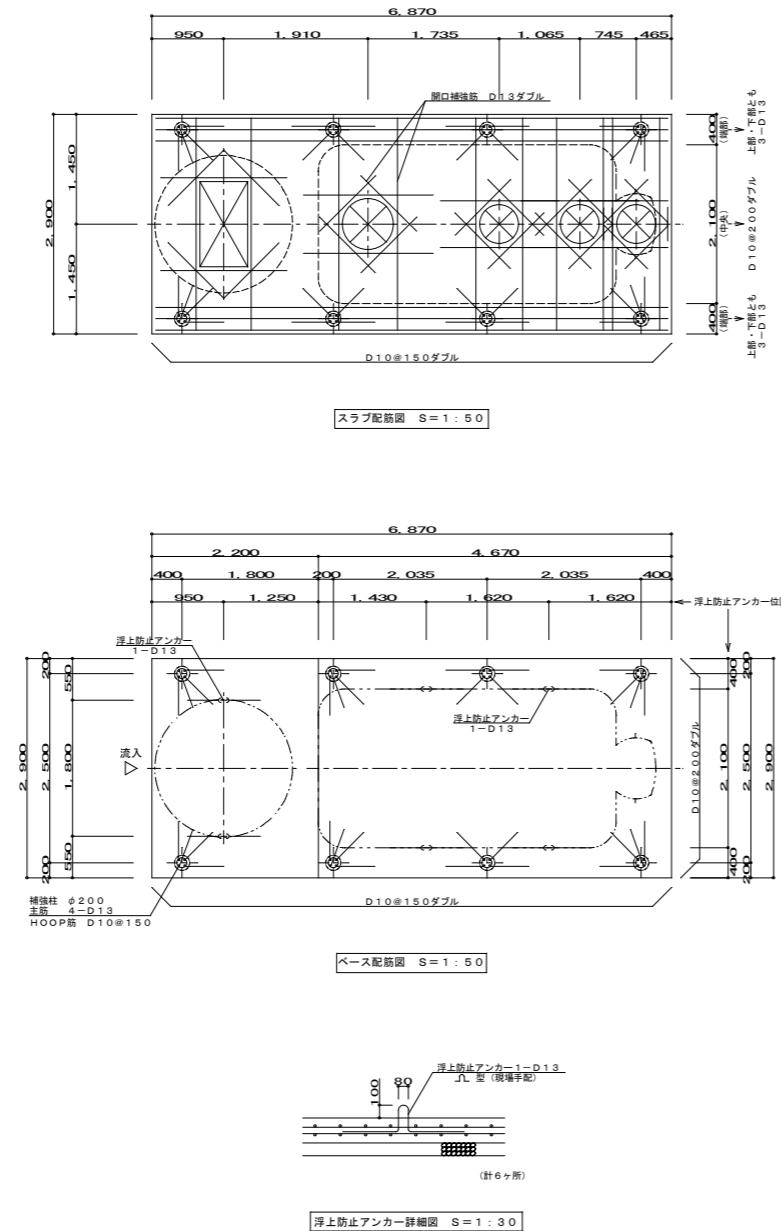
注 3) 排水管は雨水配管や放流配管、他の污水配管と絶対に合流接続しないこと。

注 4) 排水管は途中で水漏りが起るような V 字配管にしないこと。

注 5) 電線の両端をシリコンシーラントなどで必ずコーキング処理のこと。

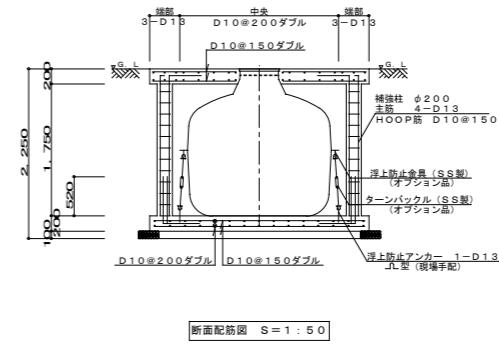
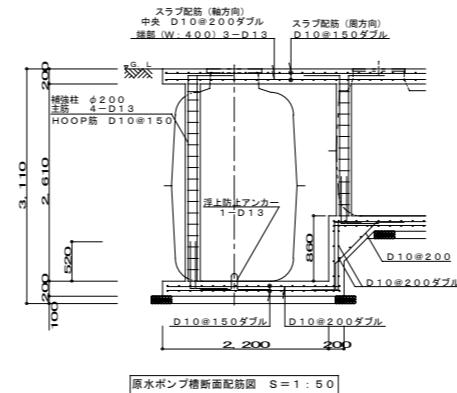
注 6) これらの処理が差し込むと、浄化槽内で発生したガスが排水管内、および電線管の接続先附近に設置している設備・機器の金属類を腐食し、機器破損・障害の生ずる恐れがあります。

工事名称	住定促進住宅整備実施設計業務（機械）			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	浄化槽構造図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1／100	
適 要				図面番号	M- 20	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計	
			設計者	資格者氏名	一級建築士 徳村 泉	
			登録番号	一級建築士事務所知事登録 第144-33号 大臣登録 第350160号		
			所 在 地	沖縄県那覇市 首里山川町三丁目6-1番9号		



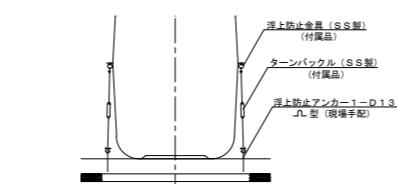
一般事項
 コンクリート $F_c = 21 N/mm^2$
 鉄筋 SD 295 A
 鉄筋かぶり スラブ 40
 ベース 60
 定着及縫手 40 d
 地業 砂石又はRC 40~0

注1) 上部はT-6荷重とする。
 注2) 図中の“G. L.”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
 注3) 地耐力は60kN/m²以上必要とする。
 (実際の工事業者が確認後施工の事)



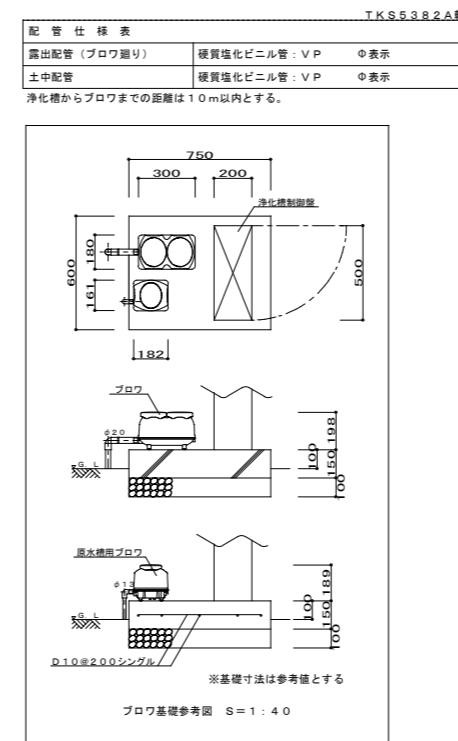
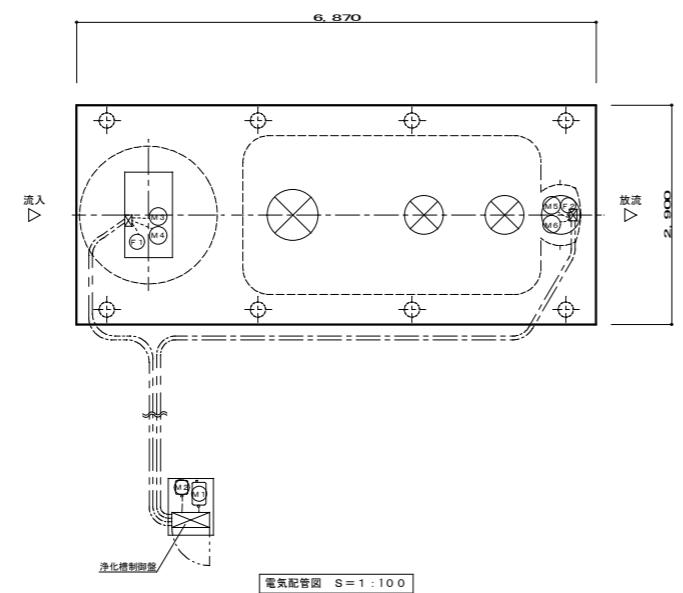
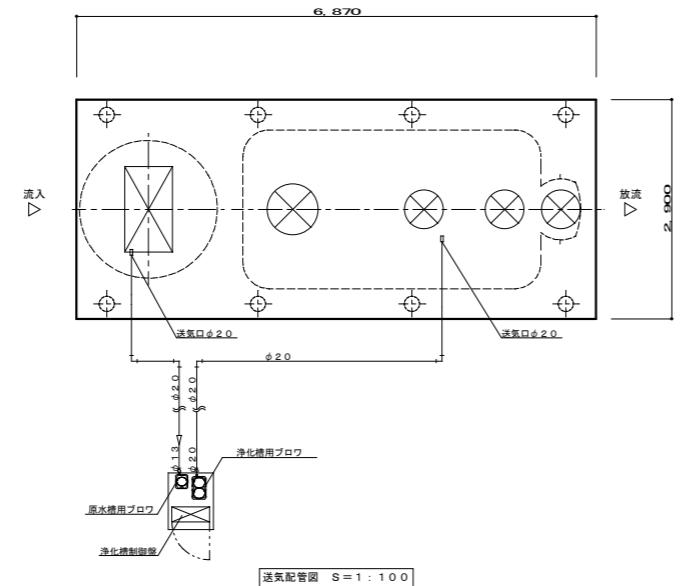
C.V M.H	項 目	高さ		施工全高	
		G.P	C.V	G.P	C.V
最小寸法 簡易 ロック	高さ (この断面)	OH	50H	G.L- 950	G.L-350 3110H 2250H
最大寸法	高さ (この断面)	250H	300H	G.L-1200	G.L-600 3360H 2500H

注) 製品全高は、製品規格で+10mm、-20mmの公差があります。
 流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。



φ1500原水ポンプ槽浮上防止アンカー図 S=1:50

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務 (機械)			工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	浄化槽配筋図
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1/100
適 要				図面番号	M-21
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称 株式会社 宮平設計 資格者氏名 一級建築士 徳村 泉 登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

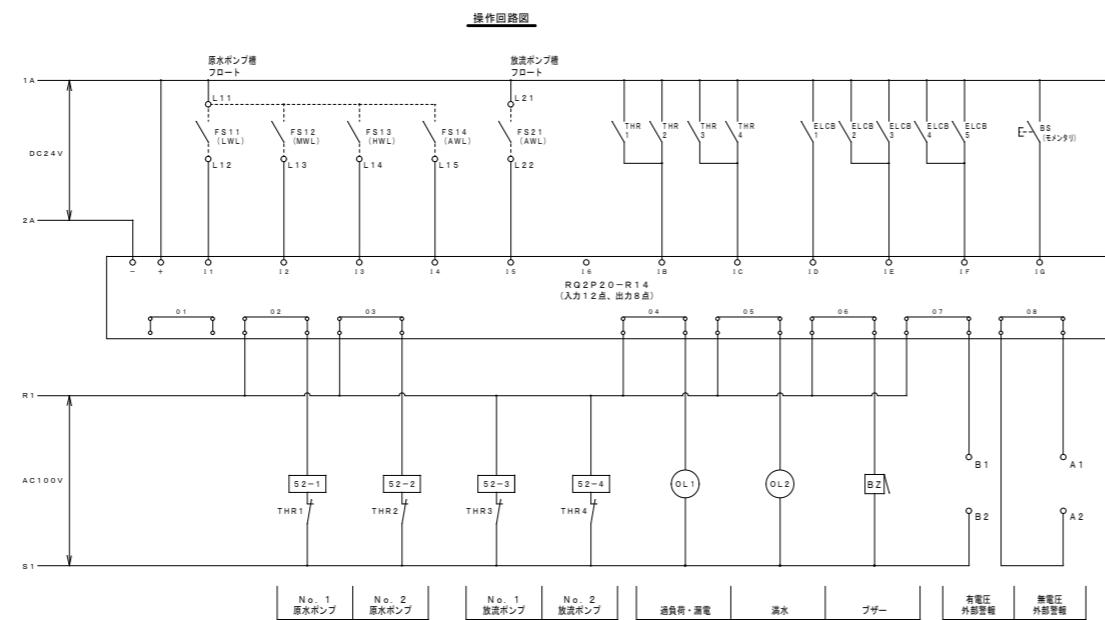
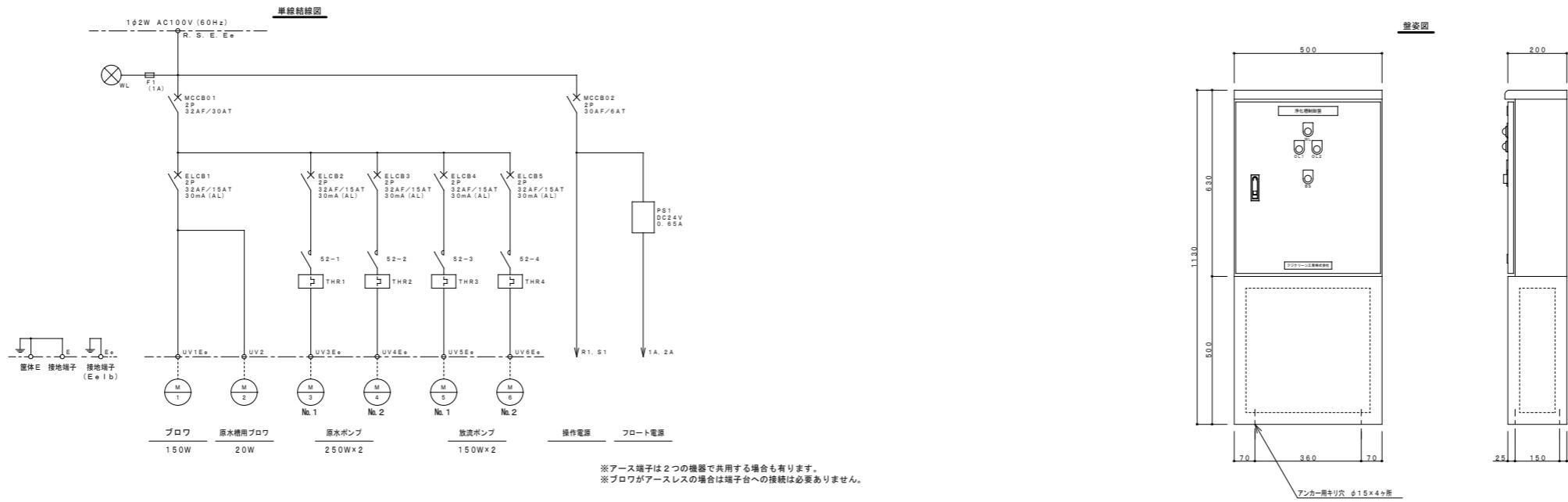


記号	名 称	動 力	電 線	電線管
M1	プロワ	150 W	付属ケーブル	P F 22
M2	原水槽用プロワ	20 W	付属ケーブル	P F 22
M3	N o 1原水ポンプ	250 W	CV 2.0°-3°	P F D 28
M4	N o 2原水ポンプ	250 W	CV 2.0°-3°	P F D 28
M5	N o 1放流水ポンプ	150 W	CV 2.0°-3°	P F D 28
M6	N o 2放流水ポンプ	150 W	CV 2.0°-3°	P F D 28
F1	原水ポンプ槽フロートスイッチ	(フロート数: 4個)	CVV2.0°-5°	P F D 22
F2	放流水ポンプ槽フロートスイッチ	(フロート数: 1個)	CVV2.0°-2°	P F D 22

注1) 電気工事は二次側(浄化槽制御盤以降)を浄化槽工事とする。
 一次側(電源引き込み、アース引き込み)は浄化槽工事範囲外とする。
 注2) 外部管接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
 注3) ケーブルの接続部は十分な防水処理を行うこと。
 電線管端部はコーキング処理を行うこと。
 注4) 特記無きブルボックスは150×150×100 VE (WP)とする。

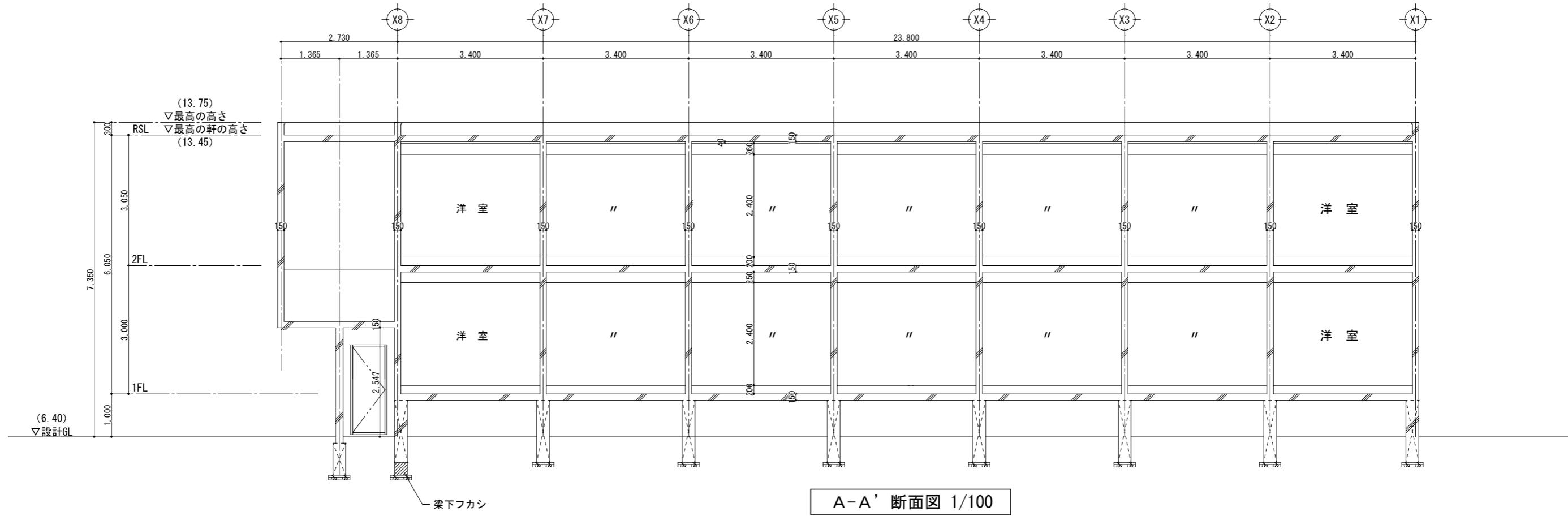
原水ポンプ槽のフロート取付高さ (フロートスイッチより上端からケーブル固定アングルまで)				
フロート番号	1 (LWL)	2	3 (HWL)	4 (AWL)
フロート長さ (mm)	2220	2120	2020	820

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務(機械)			工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	浄化槽配管配線図
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	図示
適 要				図面番号	M-22
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称 株式会社 宮平設計 資格者氏名 一級建築士 徳村 泉 登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号 所 在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号

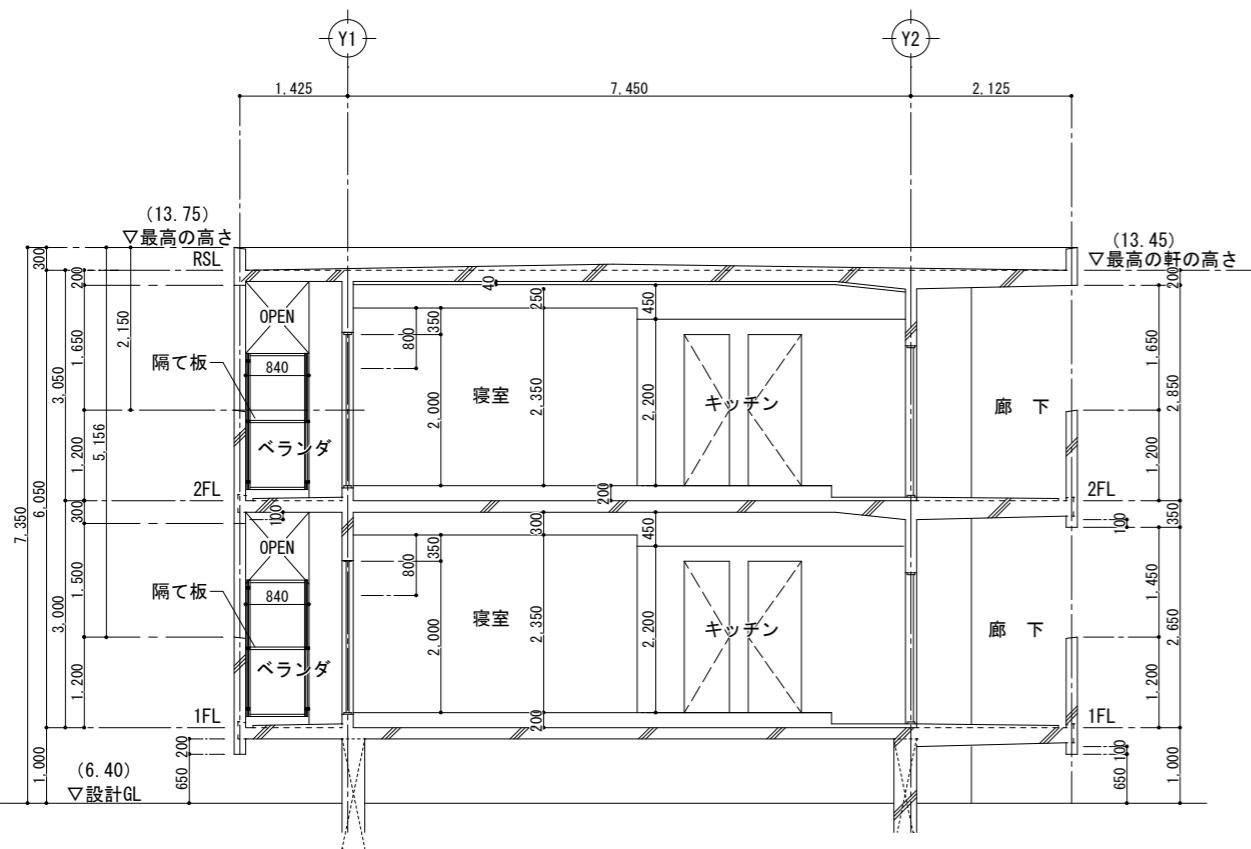


制御盤仕様	
設計番号	TKS5624A 記用
型式	CVR106 (GHP) -EN (14-50)
構造	水切、防水、防塵構造
板厚	本体 1.5t (SUS製) (鋼板製) 1.5t (SUS製)
外装	マンセル5Y7/1
内装	マンセル5Y7/1

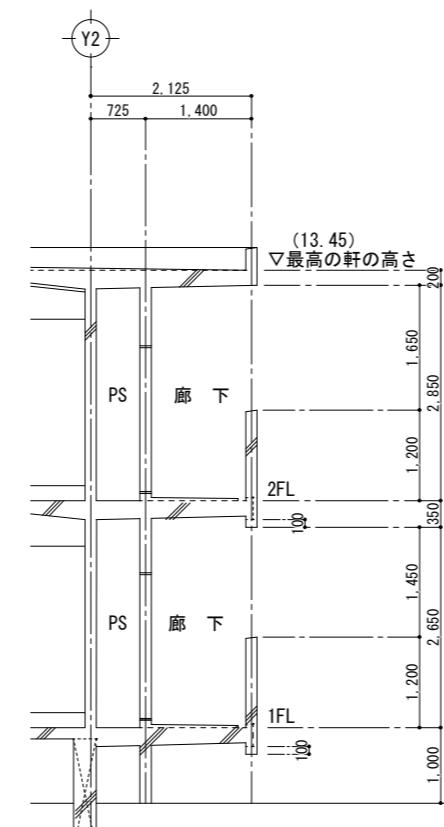
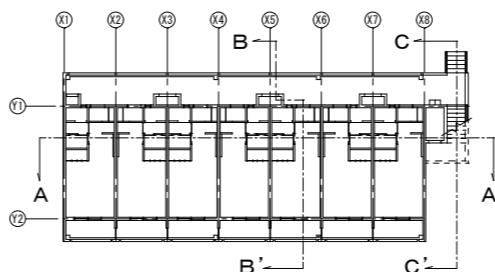
工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	浄化槽制御盤図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮尺	図示
適要			図面番号	M-23
検印	管理建築士	設計	製図	名 称 株式会社 宮平設計
				資格者氏名 一級建築士 徳村 泉
				登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号
				一級建築士 大臣登録 第350160号
				所在 地 沖縄県那覇市 首里山川町三丁目61番9号



A-A' 断面図 1/100

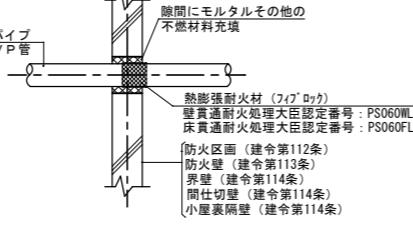
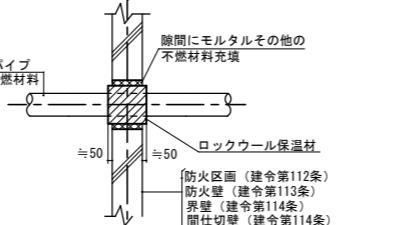
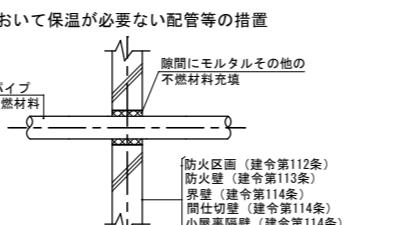
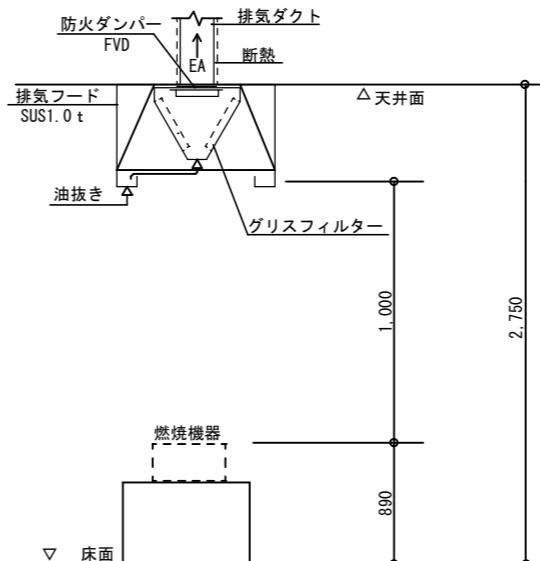
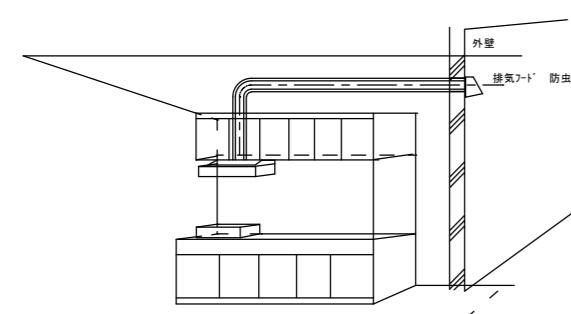


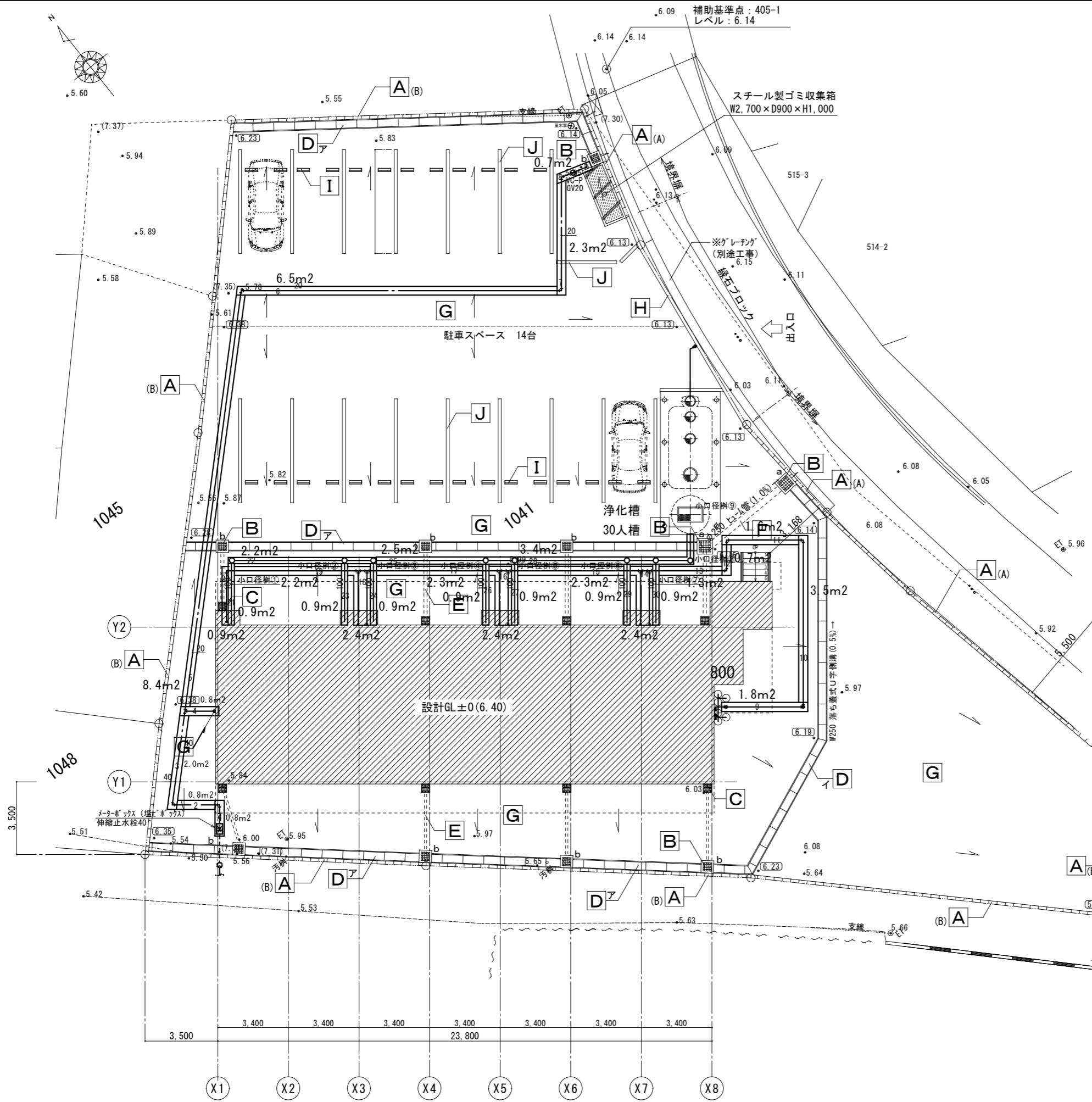
B-B' 断面図 1/100



C-C' 断面図 1/100

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）			工事年度	令和6年度	
工事場所	久米島町字儀間1041番地			図面名称	建築参考断面図	
発注機関	久米島町役場 企画財政課			縮 尺	1／100	
適 要				図面番号	M-24	
検印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	株式会社 宮平設計	
				資格者氏名	一級建築士 徳村 泉	
				登録番号	一級建築士事務所登録 第144-33号	
					一級建築士 大臣登録 第350160号	
				所 在 地	沖縄県那霸市 首里山川町三丁目61番9号	

設備関連法規特記事項	(a) 防火区画を貫通する配管等の措置 建令112条第21項 建令129条の2の4	二面以上の断面図	排気フード・グリスフィルター・ダンパー取付詳細図	給排水設備 配管設備の構造詳細図 令第129条の2の4																					
<p>1. 電気設備については建築基準法32条1項で定める規定に従う。</p> <p>2. 給水設備については水道法16条(同法施工令5条)で定める規定に従う。</p> <p>3. 給湯設備(電気温水器)の店頭防止についてはH12建設省告示第1388号第5で定める規定に従う。</p> <p>4. 排水設備(下水道)については下水道法10条1項(同法施工令8条)で定める規定に従う。</p> <p>5. 都市ガスの設備についてはガス事業法第40条の2第2号(同法施工規則108条)で定める規定に従う。</p> <p>6. 液化石油ガス(LPG)の設備については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2で定める規定に従う。</p> <p>7. 净化槽の設置については浄化槽法3条各項及び3条の2で定める規定に従う。</p> <p>8. 火を使用する設備及び火災予防設備等については消防法9条で定める条例、住宅用防災機器については同法9条の2(同法施工令5条の6)で定める規定に従う。</p> <p>9. 建築設備の支持構造部および緊結金物で腐食のおそれがある部分には平12建告1388号第1に従い防腐措置を講じること。</p> <p>(令129条の2の4第2号)</p> <p>10. 建築設備の強度は平12建告1388号第4の規定に従う。</p> <p>(令129条の2の3第2号)</p> <p>11. 配管・風道が令112条15項に規定する防火区画および令114条に規定する界壁、防火上主要な間仕切壁または隔壁を貫通する場合は、モルタルまたはロックウールを充填すること(令112条16項、昭48建告2565号、昭49建告1579号、平12建告1376・1377号)</p> <p>12. ガスおよび換気設備は、ガス事業法施行規則202条の規定に従う。</p> <p>13. 消防用設備などは、消防法17条の規定に従い設置する。</p> <p>(消防法施行令2章、消防法17条2項に基づく条例)</p> <p>14. 受水槽の構造は、令129条の2の5第2項5号、昭50建告1597号第1第2号の規定に適合すること。</p> <p>(マンホール、オーバーフロー管、通気管の設置など)</p> <p>15. 通気管の構造は、昭50建告1597号第2第5号も規定に適合すること</p> <p>※配管等は建築場所の行政等における仕様に基づくものとする。</p>	<p>・給水管、配電管その他の管と令112条第21項に規定する耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別</p> <p>・給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造</p>	 <p>(b) 貫通部において保温が必要な配管等の措置</p>  <p>(c) 貫通部において保温が必要ない配管等の措置</p>  <p>・貫通部周辺の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。</p> <p>・不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法とする。</p> <p>・不燃材料以外のスリーブ材(紙製型枠等)を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。</p>		<p>(令第129条の2の5第1項第7号ハによる場合)</p> <p>・配管種別による国土交通大臣の認定を受けた工法は以下の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管種別</th> <th>配管材料</th> <th>認定工法の認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水管</td> <td>水道用ポリ塩化ビニル管 (HI-VP)</td> <td>耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)</td> </tr> <tr> <td>排水管</td> <td>硬質塩化ビニル管 (VP)</td> <td>耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)</td> </tr> <tr> <td>通気管</td> <td>硬質塩化ビニル管 (VP)</td> <td>耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)</td> </tr> <tr> <td>給湯管</td> <td>銅管</td> <td>耐火キャップ(因幡電機) PS060WL-9370(壁) PS060WL-9369(床)</td> </tr> <tr> <td>冷媒管</td> <td>被覆銅管</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ドレン管</td> <td>硬質塩化ビニル管 (VP)</td> <td>耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)</td> </tr> </tbody> </table>	配管種別	配管材料	認定工法の認定番号	給水管	水道用ポリ塩化ビニル管 (HI-VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)	排水管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)	通気管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)	給湯管	銅管	耐火キャップ(因幡電機) PS060WL-9370(壁) PS060WL-9369(床)	冷媒管	被覆銅管	同上	ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)
配管種別	配管材料	認定工法の認定番号																							
給水管	水道用ポリ塩化ビニル管 (HI-VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)																							
排水管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)																							
通気管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)																							
給湯管	銅管	耐火キャップ(因幡電機) PS060WL-9370(壁) PS060WL-9369(床)																							
冷媒管	被覆銅管	同上																							
ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP)	耐火バー(ワイヤー) PS060WL-0069(壁) PS060FL-0070(床)																							
<p>換気設備 火災予防条例 ガス設備 消防法施行規則24条2の3</p> <p>・レンジフードの排気ダクトの構造及び仕様</p> <p>・ガス感知器の取付位置 (LPGガス)</p>	<p>換気設備の構造詳細図</p>	<p>給排水設備 建令129条の2の4第1項第一号</p>	<p>腐食防止のために講じた措置</p>	<p>給排水設備 建令129条の2の4第2項第四号、第五号 S50告示第1597号</p> <p>給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置</p>																					
 <p>注記</p> <p>(1) レンジフードから10センチ未満は、熱伝導のない不燃材又は、不燃仕様の吊戸棚を使用します。</p> <p>(2) レンジフードの排気ダクトは、ステンレス鋼板か亜鉛鉄板とし、可燃物から10センチ以上の離隔距離を取ることが出来ない場合は、保温材(厚さ50ミリ以上)で被覆します。</p>	<p>(1) 土中埋設</p> <p>(外側被覆の無い銅管)</p> <p><input type="checkbox"/> 防食テープ巻き</p> <p><input type="checkbox"/> 熱収縮シート又はチューブ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管 HI-VP管 ・排水管 VP管 <p>(2) コンクリート埋設</p> <p>(外側被覆の無い銅管)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 防食テープ巻き</p> <p><input type="checkbox"/> 熱収縮シート又はチューブ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管 VP管 ・給湯管 被覆銅管 <p>(3) 多湿箇所</p> <p>(外側被覆の無い銅管又は保温のある配管)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> アスファルトプライマー巻き</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 金属外装(冷媒管)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 合成樹脂外装(冷媒管)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管 VP管 	<p>給排水設備 建令129条の2の4 H12告示第1390号</p> <p>水槽、流しその他の水を入れ、又は受けける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置</p> <p>給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の講じた水の逆流防止装置のための措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流し類</td> <td>水栓とあふれ面の吐水空間を確保する。</td> </tr> <tr> <td>大便器</td> <td>バキュームブレーカーを設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	防止措置	流し類	水栓とあふれ面の吐水空間を確保する。	大便器	バキュームブレーカーを設置する。	<p>給排水設備 建令129条の2の4</p> <p>金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置</p> <p>給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあっては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>防止措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受水槽</td> <td>6面の保守点検を容易かつ安全に行えるように設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	防止措置	受水槽	6面の保守点検を容易かつ安全に行えるように設置する。	<p>排水トラップ、排水配管の口径、勾配</p> <p>排水トラップ 令第129条の2の4第3項第二号、第五号 S50告示第1597号 排水トラップ JIS A 4002 国土交通省 T-3A (B) T-5A (B) 衛生陶器 : JIS A5207 流し : JIS S1005</p> <p>排水配管の口径・勾配</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65φ以下</td> <td>最小 1/50</td> </tr> <tr> <td>75φ、100φ</td> <td>最小 1/100</td> </tr> <tr> <td>125φ</td> <td>最小 1/150</td> </tr> <tr> <td>150φ、200φ</td> <td>最小 1/200</td> </tr> </tbody> </table> <p>口径算定は負荷単位による。</p>	口径	勾配	65φ以下	最小 1/50	75φ、100φ	最小 1/100	125φ	最小 1/150	150φ、200φ	最小 1/200	
名称	防止措置																								
流し類	水栓とあふれ面の吐水空間を確保する。																								
大便器	バキュームブレーカーを設置する。																								
名称	防止措置																								
受水槽	6面の保守点検を容易かつ安全に行えるように設置する。																								
口径	勾配																								
65φ以下	最小 1/50																								
75φ、100φ	最小 1/100																								
125φ	最小 1/150																								
150φ、200φ	最小 1/200																								
				<p>工事名称 定住促進住宅整備実施設計業務(機械)</p> <p>工事場所 久米島町字儀間1041番地</p> <p>発注機関 久米島町役場 企画財政課</p> <p>適要</p> <p>検印</p> <p>管理建築士 設計 製図</p> <p>名 称 株式会社 宮平設計</p> <p>資格者氏名 一級建築士 徳村 泉</p> <p>登録番号 一級建築士事務所登録 第144-33号 一級建築士 大臣登録 第350160号</p> <p>所 在 地 沖縄県那覇市 前里山川町三丁目61番9号</p>																					



箇所		0.5~1.0m	1.0~1.5m
1		0.8	
2		0.8	
3		2.0	
4		0.8	
5		8.4	
6		6.5	
7		2.3	
8		0.7	
9		1.8	
10		3.5	
11		1.6	
12		0.7	
13		1.3	
14		2.4	
15		2.3	
16		2.4	
17		2.3	
18		2.4	
19		2.2	
20		0.9	
21		0.9	
22		2.2	
23		0.9	
24		0.9	
25		2.5	
26		0.9	
27		0.9	
28		3.4	3.4
29		0.9	0.9
30		0.9	0.9
31			
32			
33			
小計		=60.5	=5.2
合計			=65.7

- (6.08) : 計画地盤レベルを示す。
- 5.63 : 現況地盤レベルを示す。

工事名称	定住促進住宅整備実施設計業務（機械）		工事年度	令和6年度
工事場所	久米島町字儀間1041番地		図面名称	磁気探査平面図
発注機関	久米島町役場 企画財政課		縮 尺	1/200
適 要			図面番号	M-26
検 印	管理建築士	設計	製図	名称 株式会社 宮平設計
				資格者氏名 一級建築士 徳村 泉
				登録番号 一級建築士事務所登録登記 第144-33号 二級建築士 大田登記 第350160号
				所 在 地 沖縄県那霸市 首里山川町三丁目61番9号